

# 平成30年第1回定例会議事日程（第3号）

平成30年3月19日（月）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

是 石 利 彦 議 員

梅 津 義 信 議 員

岸 本 加 代 子 議 員

太 田 文 則 議 員

中 家 章 智 議 員

丸 谷 一 秋 議 員

横 川 清 一 議 員

山 本 定 生 議 員

平成30年第1回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成30年3月19日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 3月19日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明  
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦  
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子  
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋  
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまより一般質問を行いたいと思いますが、会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いがあります。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をお願いいたします。質問議員は持ち時間を有効に使い、通告からそれない明確な質問を行うようお願いいたします。答弁は質問に対して通告にフィットした答弁を行い、やたらに時間を使った答弁をしないように気をつけてください。執行部と議員が討論を戦わせつつも、お互いに立場を尊重し、より建設的な議論の場づくりをお願いいたします。

さらに、質問議員は傍聴者に議員活動がわかってもらえる最大の場所です。傍聴者が友人を誘って、また傍聴に来たいと思われるような中身のある質問、議論をお願いします。

傍聴者にはお願いがあります。規則上、拍手、発言は禁止されております。傍聴席では、きょうは帽子をかぶっている方が今のところおりませんが、特別な理由がない限り脱帽での傍聴をお願いします。規則に違反された方は退出をお願いすることになりますので、了解をお願いします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に太田議員、梅津議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いします。また、質問の回数は同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願いいたします。質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるような要点を簡潔明瞭に行って質問をしてください。時間の経過は議場内に表示されております。消費時間を確認し、厳守してください。それでは是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 久しぶりで、一番はなかなかやりにくいですね。どこで議長と声かけていいかよくわからないので。

通告に従いまして、できるだけ脱線しないように質問をさせていただきます。

1、吉富漁港の航路浚渫と漁業振興について。

1の1、航路は吉富町民にとってどのようなものと考えているのか。また、管理主体はどこか、お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

航路は道路や水路などと同様に公共施設であり、吉富町の財産であるというふうに思っております。また、管理は町であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のお答え、公共施設であり、町の施設だと、町のものだということでしたね。ですから、町の管理は担当課がやるということだろうと思います。

その2、一般的に、あくまで一般的ですが、暴力的組織とは何を意味するのか。そしてそれは認定はどのようにされるのか。さらに、暴力的組織は社会的にはどのように処遇されるのか。また吉富町ではどうか。こういう質問になっております。お答え願います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

一般的には暴力組織の定義は反社会的な組織を言い、暴力団、組織犯罪、犯罪集団等を指すものであります。

では、認定はどのようにされたかとの御質問につきましては、辞職した漁業協同組合代表者の庁舎内外での脅迫する言動や職員の胸ぐらをつかむなどの行為そのものが暴力であり、また組合長1人が責任を負う結果となり、他の役員は勝手にやったこと、自分たちは知らなかったでは組織としての機能が果たされておらず、反社会的な行為に対しての意識が薄いなどを判断し、暴力的組織としてみなしたものであります。また、本町では暴力的な行為をする個人や団体との関係は一切持つことはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私は書いてありますが、暴力組織とは言っておりません。暴力的組織です。今、課長が答えたのは暴力団とか、反社会的ということですので、暴力組織と暴力的組織、あなたが言う暴力的組織とはどう違うのか、同じなんですか。今、同じようなことを答えましたが、それをちょっと確認しておきます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 暴力的組織っていうものは、定義としては恐らくないだろうと思います。だから、暴力組織というのは一般的な定義としてお答えしたわけで、じゃあ暴力的組

織っていうものは町が判断したと、今、先ほど答弁しましたように、脅迫するような言動であるとか、職員の胸ぐらをつかむような、そういったそのものが、もう暴力であり、暴力的組織として判断したものでございます。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 議長、まだ答えてないのがあります。誰が認定したのかについて。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 町でございます。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 町っちゅうのは何か漠然としとるね。あなたがしたんですか。

○議長（若山 征洋君） ちゃんと挙手をして言うてください。3回目になりますから。

○議員（7番 是石 利彦君） ごまかしたような答弁じゃ、ちょっとまずいんで。誰が認定したのかと言ったんですが、町は法人なんですか。人格があるの。だから、誰かが町を代表して認定したんじゃないかなと思うんですが、そこをお答え願いたかったんですが、ぜひお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 庁舎内でそういった事実があり、私が町長に報告をし、そういった事実をもって町が暴力的組織として判断したところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 答えてないと思うんですよね。いいですか。

○議長（若山 征洋君） これを最後にしてください。

○議員（7番 是石 利彦君） 暴力組織、一般的な話をしよるんですよ。あなたは暴力的組織も暴力組織もほとんど一緒というような答えだったかと思いますが、どっかで相談したというのを言いよったですね。それから意見を聞いたんでしょうか。この方たちが暴力組織と、私は何も言っていないんですが、組合をそのように名指しで言いましたよね。これ、一般的って私言ったんですが、もうとにかく吉富町漁業協同組合は暴力的組織と認定したんですか。そこのところをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 私は認定したとは申しておりません。そういった組織であると判断したというふうにお答えしたものであります。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） それは詭弁じゃ。私は前から言っている。認定したのは誰かって聞きよるんですよ。今度は判断っち聞きよるん。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、しっかりと質問してください。

○議員（7番 是石 利彦君） しっかり通告しとるやないですか。前は認定って言うてるんですよ。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 同じやりとりが続いても意味がありませんので。（「そうですね、千日的になります」と呼ぶ者あり）お答えしましょう。前回は申しましたが、暴力をもって自分たちの思いを遂げようという方々に対して、組織である場合は暴力的組織だというのは、これは世間一般でもそうだと思います。私どもも、今回の件について組織のトップであります組合長が、そういう役場の庁舎内でそういうことを、ましてやしたというのは、これは言語道断だということで、町としても私が暴力的組織ということで認定をいたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 町長が認定したと。ちょっと今、言ってくれたんで、町長に聞いてもいいですか。今、私がしたんだって言うたから。

○議長（若山 征洋君） 3回以上言ったから、次の人にバトンタッチしてください。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、わかりました。通告に従ってちゅうことやったね。では、次に行きましょう。

3、今年度9月議会全会一致で可決された航路浚渫を求める議会決議をどう受けとめているのか。重いのか、軽いのか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

当然、議会で議決されたことにつきましては、重く受けとめなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 重く受けとめるっちゃ、どういうことか。それに従って検討するとか、協議するとかちゅうことだろうと思うんですが、されたとしましょう。地方自治法第96条、そこを読みましたら、公共団体の区域内の公共施設、団体等の活動の相互調整に関する取り仕切るといふようなことが書いてありました。例えば、議会の基本的権限である議決事項の規定をどのように受けとめるかちゅうことです。我々全員で議決をしたことを、何ら動きがないということは、いかなもんかなと思うわけですが、その点について、課内で、庁舎内で協議をされたのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 当然、先ほど申しあげましたように、町の施設でありますから適正に管理をしなければならないということで、当然、浚渫については協議はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 協議はしたということをお聞きしました。

4番、行きます。航路浚渫はいまだにされていないようですが、漁港利用者からの要望、陳情等を確認しておりますか。また、ことし浚渫の計画はありますか。いつになるのか、どのようになれば浚渫が実行されるのか。何か条件があるのならお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、ことし、来年とか言いよったけど、29年度か30年度かという意味ですか。

○議員（7番 是石 利彦君） 29年度ちゅうか、もう30年ですから、ことし。

○議長（若山 征洋君） 30年じゃね。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、陳情書は2月27日に漁業組合長並びに副組合長が持参され、内容については確認をしております。

次に、いつ、どのようにすれば実行するのか、条件がいるかとの質問につきましては、組合長1人が責任を負う結果となり、他の役員は勝手にやったこと、自分たちは知らなかったでは組織として機能が果たされていないのではないかというふうに思っております。したがって、現状のままでは同様のことが起こることが考えられることから、水産振興を進める上で信頼関係を構築し、真摯に向き合うことのできる組織に変わることを願っているところであります。漁業協同組合との信頼関係が構築できるまでの間は浚渫を実施することはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、答弁の中に組合長は責任をとってやめてもらったという、漁業組合の理事のお話も聞いております。そして新しい組合長に互選で代えて、また要望に行ったそうですが、それでよかったんだろうと聞いていったんですが、今度は、いや、そうじゃないと。全員交代だというようなことを言われたと。それを最初に聞いてなかったというような話もありますが、どちらが本当なんでしょうか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

漁業協同組合が組合長1人が起こした暴力行為ではありますが、役員がそういった行為につい

て何も知らなかったとか、勝手にやったことだとか、そういうことを言うこと自体が組織としてはいかがなものかというふうに思っております。ただ、そういった今回の件につきましては、きっかけであって、以前から同様のことはたびたびありました。組合の組織としては行政と真摯に向き合って、水産振興に向けて話し合う、そういった組織になってほしいというふうに思っておりますので、そういった組合組織になれば、町はしっかりと水産振興について話し合いをするつもりであります。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 暴力行為と言いましたが、今、課長が自分でそう言うんですが、本当に前組合長はそういうのを同意したんでしょうか。要するに、悔い改めてやめたとか、悪かったとか認めたんでしょうか。暴力行為と、あなた言いましたけど、それはどうなんですか。本当に前組合長は暴力行為、そう非難されるようなことを本当にしたんでしょうか。

それと、全員でそういう暴力行為をしたわけじゃないんでしょう。単独で要望に来たときに、そういうやりとりがあったというふうに解釈するんですが、そこに理事会も介在しておるんでしょうか。その認定はおかしいんじゃないかなと思うんですよね。

我々、組合の方からも意見を両方から聞いたんですが、そうじゃないと。確かに、そういうことがあったんなら、組合長、それは悪いわと、そう聞いたから。ということで、理事会で全員で交代してもらったちゅう話を聞きました。だから、そこに理事会の方々も暴力的組織の一員だと認定するのは、それは少し早とちりというか、決めつけじゃないでしょうか。その辺、もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 組合長が辞職された件に関しましては、自分の御判断で辞職されたんだろうというふうに思っております。それから、理事会でっていう話ですが、それは私たちにはもうわかりません。組合組織の中で話し合いをされたことですので、その内容については私たちは把握はしておりません。ただ、（「ちょっとおかしいじゃない」「話を最後まで聞いて」と呼ぶ者あり）組合長を選んだのは役員の皆さんです。当然、組合長を選んだ役員にも責任はあるだろうと思います。理事会で協議したものを組合長が代表してきたのではなく、理事会に諮ることなく組合長が全ての交渉に当たってきたと。役員自体は一切知らなく、事後報告であったと。そういったそのものが組織として機能しているのかどうか。そういったものを含めて、組合長を選んだ役員の責任もあるのではないかとということで、先ほどの判断をした次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。



○町長（今富壽一郎君） 今の課長の答弁につけ加えてお話をさせていただきたいと思います。

今、正確に日にちを思い出しておりませんが、前の組合長が役場に來られて、うちの職員に打ち殺すぞとかいう脅迫をした日のことですが、組合長で來たのか、個人で來たのかということからお話ししましょう。当日は、組合長として県の水産課の職員と同行して役場にまいりました。そして、航路の浚渫等の要望に來たんだと思います。そこで、そういう暴言を吐いて、その後、職員からお聞きしましたら、日ごろから職員の胸ぐらをつかんだりというようなことがたびたびあったと。これは、私どもから見たら暴力の常習者というふうに思っております。組合長として來ないんであれば、個人で來たんであれば、県の水産課の職員も同行はしないでしょうが、水産課の職員と一緒に來て要望をしたということで、ですから、漁業組合の組合長として正式に來たんだらうというふうに判断をいたして、そしてそこで改めて役場庁舎の中で職員を脅迫したりするような行為をしたということで、組織としてそういうことが日常的にまかり通っているんだらうということで、厳しく注意をいたしました。

組合長は後日、辞職をされたそうですが、それは理由はいろんな理由があったのかもわかりませんし、別な理由か、それは私どもは把握はしておりません。ただ、ほかの役員さんが見えられたときも、組合長が責任をとって辞職をしたというふうな話はしておられました。

それから、そういう暴力的発言をした翌日か、翌々日、前の組合長在任中ですが、そのときに、当時の組合長と漁協の役員さん、多分、ほぼ全員だと思いますが、町長室でお会いをいたしました。そのときにも私が組織として健全な、民主的な組織に変わってほしいということで、役員さん全員がかわることがまず必要ではなからうかというお話ははっきりとさせていただきました。役員さん方はそれを持って帰られて、御相談をしたんだらうというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） いろいろお話いただきました。では次に行きます。

5ですね。一次産業支援は役場産業建設課の責務と思いますが、漁業振興は今後どのようにするのか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

御質問のとおり、漁業や農業振興は産業建設課が担当する部署ですが、それを推進するためにも、町だけでできるものではありません。町と関係者との信頼関係をもとに進めていくことが大原則であるというふうに考えております。

では、漁業振興を今後どのようにするのかにつきましては、漁協との関係を絶っているわけではなく、アサリのネット方式による稚貝採取についての状況報告をいただいておりますし、今後

設置する場所についても協議をしているところであります。また、以前から漁協に提案していただいた魚市の実施についても相談を受け入れているところで、開催に向けて町でできることは協力するというふうにお伝えしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そう言いながらも、漁業振興のためのアサリ放流事業、あれをやめておりますよね。それから、今後、周防灘の苅田から吉富までといたしますか、そういう大きな漁業の振興が起こりつつあると聞いております。それはまだはっきりわかりませんが、今まで築上町、豊前市、それから吉富町で共同で育苗というんですか、放流事業をされていたのをやめてしまいました。それで漁業振興をやるというふうに言えるのでしょうか。それはやめて、今度、今言ったネット方式に変えるとか、魚市にするということかもしれませんが、そういうことは組合との協議の中で示されているのでしょうか。それもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

アサリの放流事業につきましては、先日の特別委員会でも少し触れましたが、本来の目的がアサリの増殖を目的としております。ただ、放流されたものが数日のうちに掘られてしまう、それは本来の目的とは違うのではないかと。辞められた黒瀬組合長ともネット方式を始めれば、それまでアサリ貝を購入して撒いていたものが、ネット方式で採取すれば、費用かからず増殖できるのではないかと。いずれは町からの補助金も必要なくなる。これは御本人さんがそう言っておりました。ですから、そもそもの放流事業っていうのが、余り効果がないのではないかと。いうところを私たちも感じておりましたので、ネット方式により、もともとこの海における稚貝を採取すれば、もっとたくさんのアサリがとれるような豊富な海になるのではないかと。いうふうに思って、今回の予算は計上しないという判断をしました。

それから、栽培漁業につきましては、これも特別委員会でも話しましたが、放流事業自体が、私の記憶の中では40年近くしております。その効果自体が、実際検証された事実はございません。本当に放流事業自体に効果があったのかっていうのは、例えばエビやカニにマーキングをしているわけではありませんから、それを検証することはできません。エビ、カニにつきましては、年度によっては増減がございますが、100トン近く漁獲があった年もあれば、30トンまで落ち込んだ年もあります。放流事業自体に本来の効果があるのかどうかっていうのは、一旦、事業を中断して、どのくらいの漁獲があるのかっていうのを判断し、もし放流事業が効果があったのであれば、それは再開するという事も考えなければならないというふうに思いまして、今年度の予算としては計上しないという判断をしたのでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、課長が言われたように、40年近くアサリの放流事業をされておると。課長もそういう場所に第一線で携わってきたんだらうと思いますが、アサリなんかは瀬戸内海でもうずっと何十年前から言われているんですが、アサリの漁獲量が減ったというのは、ここに限らないと聞いておりますし、獲る漁業から育てる漁業にという話も聞いておりますが、実際には、それがなかなか目の見らずに苦しい思いをして、実際に吉富町の漁民の数も減るし、漁獲量も減って、惨たんたるものです。

それはもう間違いないと思いますが、それはとりもなおさず、産業課がいろんな事業を一生懸命やったんでしょが、結果が出ないわけですね。結果が出ないのはアサリに限ってはそういうようなこともあるかもしれませんが、ほかの事業はずっと続けているわけですから、漁業組合との信頼関係が構築せにやならんと。今はできていないということを盛んに言われますが、こういうことがあるんですね。吉富町ホームページに29年9月議会の議事録が公開されております。一般質問のやりとりを読んだ吉富町民から感想を私、聞かされたんですね。それによりますと、産業建設課長赤尾慎一君という人は、7月5日、6日の集中豪雨で航路が埋塞していることを確認している。組合からも要望が来ていると知っていると。課長からは浚渫に対して費用負担の検討をと言われた。漁獲量も減少し、収入減少しているときに、費用負担を条件にされたら声も上げるやろうと。もともと漁師育ちの言葉が粗くなるやろうと。そんなふうにする感想がありました。

漁獲高が下がって、非常に漁民の数も少なくなって厳しい中に、浚渫がしていただけないのなら船も出せない。何とかしてくれんかということをお願いして要望に来たわけです。そういうときに、やってやってもいいけど、今まで協力してくれんじゃったやないかと。今回は受益者負担というんですか、負担も考えて検討しろと。要するに、自分たちもお金を出してくれと、こう言われたら、かーっとなったんでしょね。そういうことはあると思うんですよ。そこに信頼関係がないからでしょう、今課長が言われたように。どうしたら信頼関係が勝ち得るんですか。そう思うんです。もうあっちが悪い、こっちが悪いと、いや、うちは悪くないというやりとりだけのようでありまして、何とか信頼関係を持てるように持っていくのが担当課長だらうと思うし、町長だらうと思うんですね。そこには信頼関係を構築しようというような形が見えない。一般の町民もそういうやりとりを見て、昔なら農民一揆じゃと。そこに困った人がおれば、その困ったことは何だと。困ったことを何とか取り除いて生活の向上を図るのが執行部、地方自治体の役目だらうと思います。それに私たち議会も力及ばないかもしれませんが、一緒に考えて汗を流して、信頼関係を構築するべきだらうと思います。

次に行きます。2、役場人事配置、新規採用、臨時職員配置及び健康管理について。

2の1、役場職員定員数、その場合の担当課数と各課定員数、きょう現在、各課配置人数と臨時職員数、それから現在、長期病欠人数はどうでしょうか。それからあわせて言います。現在の回復就業者数はどうか。長期に入退院を繰り返しながら何とか復帰に頑張ってきた人がおると聞いておりますが、今、それで頑張っている人が何人おられるのか、あわせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

職員の定数は吉富町職員定数条例では81人と規定しております。しかし、行政改革実施計画の定員適正化計画で派遣職員を除き76人と定められております。派遣職員は現在3名おりますので、職員全体としては79人ということになります。課の数は議会事務局と、その他9課でございます。課の定員というものはございません。現在の各課配置人数と常勤の臨時職員配置数は議会事務局1人、総務課6人、総務課付職員、これは休職者でございますが1名、企画財政課6人、会計課3人、税務課7人、臨時職員がほかに1名、住民課5人、健康福祉課役場庁舎内に9人、そのほか臨時職員が1名、あいあいセンター3人、包括支援センター1人、臨時職員1名、保育園5人、臨時職員5名、産業建設課8人、ほかに再任用短時間勤務職員1人、上下水道課7人、教育委員会教務課7人、臨時職員2名、幼稚園2人、小学校3人、臨時職員4名、休職者は先ほど総務課付で申し上げましたが1名おります。派遣職員は福岡県介護保険広域連合豊築支部に1人、吉富町ほか一市中学校組合に2人、計3人でございます。今、申し上げました人数をまとめますと一般職員74人、派遣職員3人、再任用短時間勤務職員1人、臨時職員14人の計92人でございます。

それと復職された職員というふうな質問がございましたが、通告書にそれがないものですから、今、人数がすぐに出てきませんので、申しわけございませんが。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 長期病欠人数を書き漏らしたんですが、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申しましたように、総務課付に1人休職者がございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） じゃあ現在、長期欠員数は総務課付の1人だけということになるんですね。はい、わかりました。じゃあほかの回復して、今、就業している方は後で教えてください。

2の2、現況配置で適正と考えてよいのか、今後はどうするのか。また適正職員数はどのように決められているのかをお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

現状の配置で適正であると考えております。しかし、現在、職員2名の欠員がありますので、その欠員2人を来年度採用したいと思っております。適正職員数は課ごとには定数は定めておりませんので、その時々に応じて重点的に進めるべき事業や新規事業ができたときには定数の範囲内で職員の配置転換により弾力的に対応をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちなみに、通告はしておりませんが、お聞きしたいんですが、国家資格者、そういうのをお持ちの職員は何名おられるんでしょうか。行政職員として国家資格取得をどのように捉えているのか、どういうふうに指導しているのか、よかったら教えていただいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

国家資格、建築士もいますし、土地取引の資格を持っている職員もいますが、今、何人がどういった資格を持っているというのは資料がございませんので、正確にはお答えできませんが、数名の者が国家の試験による資格を持っております。どういった指導をしているかというのは、特にこの資格をとりなさいとかいた指導はしておりません。職員がみずから職務に必要なと思う資格を、みずからの考えで取っているのが現状でございます。保健師も国家資格でございますし、保育士も国家資格で専門職です。そういった職員がいます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 特別の配慮で答えていただきまして、ありがとうございます。ちなみに総務課長は何かお持ちなんでしょうか。例えば、人事とか労務の関係をつかさどっておると思いますが、どのようにしているんでしょうか。現在、あなたが知らないところで頑張っておる人もおるやもしれませんが、そういう人たちの健康にもありますから、そういうのをきちんと労務の資格を持ってやられているのかどうかということはどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今年度、衛生管理者の講習の予算をいただきまして、総務の人事担当係長と2人で講習を受け

てもらいまして、講習を受けたという証書はいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、時間ないよ。

○議員（7番 是石 利彦君） 時間がないから急ぎます。職員の健康管理のことです。メンタルヘルスを委託しておりますが、今現在までの相談数、推移などをお尋ねします。町長から職員に対して、あるいは上司から部下に対して、指導という名のパワハラ、ハッシュタグMeTooとか、WeTooとか、そういうようなことはないのか、お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

パワーハラスメントについては、現在、役場では把握をしているものはございません。相談件数につきましては、平成24年5月1日の業務委託開始から平成29年12月末までの間で573件となっております。この件数の中には総務課の人事担当が業務上相談したものも含まれております。24年度は20件、25年度は102件、26年度は203件、27年度は129件、28年度は59件、29年度は60件。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、推移を見たらだんだん減っていますね。効果が出ているのか、それとも出してもしょうがないのかと思いますが、内容はわかっているのでしょうか。どういう相談があったかとかいうのは。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

委託業者、EAPというんですが、EAPの報告は定期的、3カ月に1回ございます。専門の相談員2人が来庁し、総務課長と人事担当係長が報告を受けております。個人情報には十分配慮されておりまして、相談者本人の同意がなければ、名前や具体的な内容について報告はされないようになっております。でございますので、数値で、こういった今回件数が何件ありましたとか、こういった方法で、電話であったとか、メールであったとか、面談であったとか、相談者の区分、職員であったのか、その家族であったのかといったものや相談者の年齢、相談の内容、これはもう大雑把に職場の人間関係であるのか、業務上の問題であるのか、メンタルヘルスであるのか、そういったものが数字であらわして報告を受けております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 総務課長というのは、職員の任免とか分限とか給与等の人事とか

服務に関する業務があります。ですから、職員の内容をある程度は知り得るところは知っておってもいいんじゃないかなと思うんですが、内容は把握していない、全部丸投げであるということのようですね。それでいいのかなというのが、理由はわかりました。

では次に行きます。3番、職員派遣についてをお尋ねします。

3の1、中学校組合にいつまで派遣するのか。また、この件について中学校組合執行部と協議しているのか。また、組合から吉富町職員派遣についてどのような報告があったか、お尋ねいたします。なぜ派遣するのか、またなぜ協議しないのか。これもあわせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

派遣は今後ずっと続けていきたいというふうに思っております。以前は中学校組合でプロパー職員を採用し、定年までずっと同じ仕事をしておりました。中学校組合は会計事務もあります。吉富町ほか1市、中学校組合では会計事務の不正はありませんでしたが、他の団体を見ますと、同じ職員が長く会計事務に携わったことが原因で会計事務に不正が起こった例もございます。そのような環境をつくること自体が人事管理上好ましくないと考えられます。

また、職員が入れかわることにより新しい発想や業務の改善につながることも考えられるため、今の体制を保持していきたいというふうに思っております。

吉富町職員の派遣は平成23年度から行っております。派遣に当たっては、組合執行部と役場人事部局で協議を行い、吉富町外一市中学校組合職員定数条例を改正し、事務局長、事務局次長及びその他職員は関係市町と協議の上、関係町の職員の派遣及び併任をもって充てることができると条例改正をしております。中学校組合議会においても、この条例改正を承認をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、組合からどのような報告があったかというのをお聞きしたんですが、何か報告は聞いていませんか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをします。

先ほど申しましたように、組合と執行部と役場人事部局で派遣する前に協議を行っております。

○議員（7番 是石 利彦君） 報告はないんですね。

○議長（若山 征洋君） どんな報告。

○議員（7番 是石 利彦君） だから派遣についての何か報告がありましたかって。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 中学校組合からは職員を派遣していただきたいという要望が来ています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、わかりました。

私の自論ですが、既に派遣は一応の効果があったと思うんで、もう本来の姿に戻すべきだと思います。そうすれば、貴重な吉富町の職員を中学校組合にやらずに庁舎内で仕事をしていただけると。本来は中学校組合には職員を採用するというのが、条例があったわけですから、それによって必要な訓練なり、スキルアップをしていただいて、さらに中学校組合を、より向上させることが可能だろうと思います。

先ほど言われたお金の面とか、恒常的に何年も同じ職場で、何か不正があるとか言いますが、それはここから課長が局長として派遣されておりますんで、何のための局長なのか、そんな局長ならいらんじゃないですか。だから、ちゃんと組合議会の職員をきちっと指導監督するのが事務局長の役目ですから。そのために貴重な吉富町の職員をよその組合に派遣することはいかなもんかなと、思います。ぜひ考え直していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） 次。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席番号4番、梅津です。通告内容に従って、ただいまより一般質問を行います。

1番目の質問のところですが、吉富町の農業支援政策について問うところを1番目に質問します。吉富町では現在、界木地区においてはほ場整備事業が行われています。また、幸子地区においてもほ場整備事業の実現を待望する農家の方々の声を聞きます。そこで今、吉富町としてそのほ場を活用する観点からも、農業支援策を行われている件について、質問をただいまより行います。

まず、補助金制度の観点から質問をしたいと思います。吉富町では米の直接支払い交付金など、国の施策の影響を受けやすい米を中心とした今までの本町の農業形態から野菜や果樹などの園芸品目や栽培を促進するための高補助率の補助制度を作成しています。また、町内外から若い方を新規就農者として呼び込むきっかけづくりとして各自治体と比較し、条件緩和されたパイプハウス設置事業を設定しましたというところで、さきにホームページでこのようなことを紹介されていますので、まず種子、苗及び資材購入費助成制度について現在の活用状況、これを教えてください。



○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

新興作物助成制度の活用状況につきましては、作付面積では麦作が中心ではありますが、平成26年度は35ヘクタールから平成29年度では約50ヘクタールと、15ヘクタール増加傾向にあります。特に町が推進しています高収益型作物であるブロッコリーなどの園芸作物も2.5ヘクタールから4.3ヘクタールと年々増加し、新興作物助成制度の効果により地域ブランドとして定着している状況にあります。園芸作物は土づくりに始まり、種まきや苗の植えつけ作業、施肥管理、そして収穫作業等、出荷までの間、時間と労力を必要とすることから、機械の導入や基盤整備が進めば作付面積のさらなる増加が見込めるのではないかと考えております。今後も農家や普及指導センター、農協と連携し、作付拡大はもとより、新規作付農家の掘り起こしを推進していくこととしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 続いて、2番目のパイプハウス設置事業補助制度の活用状況についてもお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

パイプハウスにつきましては、補助制度を開始してから数件の問い合わせがあり、町内の農家の方には、将来、花卉、花木を栽培したいとの思いをお持ちの担い手の農家の方もおります。ただ、現在までのところは実現はしていない状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 続きまして、水田フル活用ビジョンについて質問いたします。

経営所得安定施策に係る吉富町水田フル活用ビジョンの公表についてというところで、ホームページ上で、また広報等で吉富町では農業施策の一つとして経営所得安定対策に取り組んでいますと。この制度の中に地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づいた水田における麦、大豆等の生産性向上等の取り組みに地域新興作物や備蓄米の生産の取り組み等を支援していますと。本町においても国から配分される賃金枠の範囲で吉富町地域水田農業推進協議会が別添のとおり水田フル活用ビジョンを作成しましたというふうに御案内されていますので、この件についても進捗状況をお願いしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

水田フル活用ビジョンについては御存じと思いますが、農協を事務局とし、毎年、地域の作物、作付の現状、地域が抱える課題や作物ごとの取り組み方針、作付予定面積、当該年度の取り組み及び目標を設定するものであります。

では、御質問の進捗状況ですが、地域の作物、作付の現状、地域が抱える課題では、土地基盤整備のおくれから、大規模経営化が進まず、また農業者の高齢化や就農者の減少などで農業の担い手不足が深刻化していることを課題としております。また、その解消には至っておりません。

次に、作物ごとの取り組み方針、作付予定面積、当該年度の取り組み及び目標については、適地適作を基本として生産作物の維持拡大を図ることとし、当該年度のそれぞれの作物の作付面積目標、麦並びに新興作物であるブロッコリーやスイートコーンなどについて、当該年度の作付予定面積並びに次年度の目標値を掲げ、ほぼビジョン通りの進捗状況にあり、次年度も不作付地域解消に向けて水田をフル活用するための作物の作付推進を進めていくこととしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 通告に基づいた、ただいまの3点の質問に対する的確な御答弁ありがとうございます。

今、冒頭も言いましたように、界木地区では場整備が進んでいます。また、幸子地区においても、冒頭言いましたように、その基盤整備を待ち望む方が多いんですけど、中にはいない人もいますけども。そういうふうには基盤整備が町の農業の、そもそも支援策について問うてるんで、農業支援をする上でも、基盤整備が一番手っ取り早いものだというふうには、町として考えているでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 梅津議員がおっしゃるとおり、今後の本町の農地を維持していくためには、また担い手を確保するためには、基盤整備は必要な事業であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） その件に関連として切実な質問をただいまから行います。

ほ場整備で私も賛成するところですが、ほ場整備の落ちつかない、一種住宅指定地域に指定されているようなところにおいても農業をされている方がいます。それは先祖伝来、受け継がれた田んぼを守って、いわゆるそういった方々は国土保全の意味からも非常に役割があるんじゃないかと思います。農業支援という関連において伺っているわけですが、そういう方が農業をするようなことについても、先ほど課長が言われたように、高齢者による担い手不足、も

うかる農業だけが私は農業ではないと思います。水田を維持管理していく、いわゆる国土保全の意味からも農業というのは私は捨てるはいけないと思うんですけども、端的に申せば、じいちゃん、ばあちゃんが70、80になっても先祖伝来の田んぼをつくる、その方々への温かい気持ちも失ってはいけないんじゃないかというふうに、この大きな吉富町農業支援策について関連して私は伺うところです。担当課の御答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、梅津議員のとおり、先祖伝来守り続けてきた農地を今後も引き続き守っていくというのは必要であると思います。ただ、今現在の本町の農地の状況は、梅津議員も御存じのとおり、整備されていない、道路もない、水路もないような状況にあります。そのまま、現状のままでは担い手の農家も所有しております機械も大型化し、そういったほ場については管理ができないというふうな状況にあることから、やはりほ場整備をすることによって、大区画化、生産性のコストの縮減等をやはりするためには、ほ場整備というのは必ず必要な事業ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私が大きい1番で関連として聞いたのは、ほ場整備の必要性は私も認めるところです。それと別に、ほ場基盤整備の対象にならないようなところが吉富町にもちよっとあるのではないのでしょうかと、そういったところで、今、まだ家を建てるにも道路が来ないと。細々と先祖から受け継いだ田んぼをつくっている方々がおるわけです。その方々への支援についてもどう思いますかということをお伺いしているわけです。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 本町につきましては、都市計画の用途区域と農地区域というふうに区別をしております。農用地区域に関しては、今、梅津議員が言うように住宅としてというふうにおっしゃっているんだらうと思います。農地の転用につきましては、条件として一種農地から第三種農地までございます。一種農地と申しますのは、ある一定のまとまったほ場を指します。第二種農地にしても同様なものですが、第三種農地につきましては、都市計画区域内にある農地、または農用地区域であっても隣接して住宅が建てられているであるとか、そういったほ場の条件によって転用の許可がされるものでありますので、最終的にはそれは知事許可となりますので、そういった土地が宅地としてできるかどうかというのは、個々の相談につきましては産業建設課のほうに相談いただければアドバイス等はできるというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 最後、もう質問やなくて、まとめて課長に……。

- 議長（若山 征洋君） 梅津議員、もうどこをどうなりよるか、わからんごとなりよるから。
- 議員（4番 梅津 義信君） そうですか。大きい1番にひっくるめて……。
- 議長（若山 征洋君） ひっくるめてちゅうても、1、2、3とあるんやから。1項目ずつにちゃんととしていってくれんと。皆さん今までそうやってきちよるやろう。
- 議員（4番 梅津 義信君） わかりました。じゃあ意見を言って締めます。もう質問じゃなくて私の思いを。いいですか。
- 議長（若山 征洋君） はい。
- 議員（4番 梅津 義信君） 冒頭、議長が言われたように、議員が一般質問っというのは大きく町民に自分の意見を言う機会ですと、私はかねがね思う農業についての思いを……。
- 議長（若山 征洋君） いいですから進めてください。どうぞ。
- 議員（4番 梅津 義信君） ほ場整備、基盤整備を通した吉富町農業支援策についての1、2、3の項目でよくわかりました。その1番にひっかけて、先祖伝来の土地を、農業を、ほ場整備の指定地域に恐らくならないだろうと、将来はここに家が建つだろうというところで、まだ家を建つだけの十分な町道も入ってないというところで農業を続けられる方々は、国土保全の意味からも重要な役割を担っているのではないのでしょうかという思いから私は担当課に聞いたわけです。そういうふうな方々が細々とつくっている農地についても、何らかの支援があってしかるべきではないかということ聞いたわけですが、どうもかみ合っていないようで、議長さんのほうからも指摘がありましたので、この件はその思いを言って、次の項目に移ります。
- 2番目の吉富漁港単独航路浚渫についてであります。この件については1番目に立たれた議員さんのほうから詳しい質問をされましたが、私も同じような内容で質問しているのでございますけれども、私はこれを聞くと、先ほど答えが出ているので、私は私なりの質問をいたしたいと思えます。
- 今から11年ほど前、議員に当選させていただいて間もないころ、私は当時の議長さんと数名の同僚議員と霞が関の農林水産省漁業振興課へ単独航路浚渫の陳情に行きました。漁師をされている同僚議員の切実な要求する姿が今も思い出されます。この件においては、町長がかつてこの件で答弁された「単独航路浚渫については、今すぐにでもしてあげたい。してあげたいけどできない。これは漁協の暴力体質の改善が必要不可欠」という答弁を聞いたときに、私もこの吉富町においては、今年、当番で暴力追放の決起集会がフォーユー会館でなされましたように、断じてそういうことは許してはならないという立場から同僚議員の方々に理事長はかわるべきじゃないかと、それを許してはだめだという点においては同じ意見でした。ただ、組合長さんが辞職されたというのは、やっぱり理事会の総意でやめたというふうに先ほども言われていたけれども、私はそういうふうに認識しています。

それで、先ごろの議会と漁協との懇談会においても、ある理事さんのほうから、今回のことで理事の私たちの対応がおくれたということは、大変申しわけなく思っているという声を聞きました。だけど、やってもらわんと、どうしても困るんじゃないというのも冒頭いきました。11年前の同僚の議員さんと一緒に行ったときの姿を、その人の切実な姿が思い出され、私は大きく胸を打ったところです。

また、新聞報道で町長が漁協を、先ほども言われていましたが、暴力的組織と発言したことで、お孫さんが、おじいちゃん暴力団と言われて、非常に悲しい思いをしていると言われたので、まず町長のほうには暴力団とは言っていないというぐらいの発言を、どこかで、この場でしていただければ非常にありがたいんですけど、何が言いたいかという、1番目に立たれた方が私の通告した1、2については確認されているので、私としては質問については今言ったことが全てなんですけども、町長にお伺いします。今すぐにでもしたいと言った思いについては変わりありませんか。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員、悪いけど通告にないんですよ、あなたのは。

○議員（4番 梅津 義信君） もうこれ、1番目に立たれた方が言われたんで、取り下げるしかないような感じになるんですけど、関連でだめなんですか。

○議長（若山 征洋君） ①を言うたらいいやん。①、書いとるとおり言うたらいいよ。

○議員（4番 梅津 義信君） ①の吉富町漁業協同組合トップがかわったことをどのように受けとめますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

団体の代表者が交代した事実のみで、それ以外には何もございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） この件については、先ほども言いました中で、私は議員間にも温度差があって、組合長自体かわる必要ねえんじゃないかと、あれは公道だからすぐにでも町はしなきゃいけないんじゃないかという方々もいましたけど、私はその時点では、やっぱりこれは組合長がかわるのが筋やろうと、誰が考えてもおかしいわと、私の後援会の人にも言ったら、それはお前おかしいなというところであったんですね。だから私はトップがかわったことで思うんですけども、これ以上聞いてもあれなんで……（発言する者あり）じゃあ町長に聞きます。この件で、町長としてはかつて答弁された自分としては単独航路浚渫については今すぐにでもしてあげたいと。してあげたいのはやまやまだが、できない状況にあると。いわゆる暴力的体質というんですか、それはもうわかったんですね。わかったけど、町長自身のしてあげたいという強い気

持ちがあると言われたことについては変わりありませんか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 改めて吉富町の漁業協同組合のトップがかわったことをどのように受けとめているかという御質問だろうと思いますが、前回の議会もそうですが、今回も、先ほども申し上げましたように、申したとおりでありますので、何回も同じことを言っても変わりはないというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 町長が思う漁協の体質が変われば、してあげたいんだというふうに私はとっていたわけですね。その件についても何回も言わせるなっていうふうに言っておりますので、もう2番目に行きます。

単独航路浚渫の予算が当初予算に計上されていないのはなぜか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

先ほどの是石議員の際にもお答えしましたように、水産振興を進める上で信頼関係を構築し、真摯に向き合うことのできる組織に変わることが願っているところであります。漁業協同組合との信頼関係が構築できるまでの間は浚渫を実施することはございませんので、当初予算には計上はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の課長の当初予算にはという、日本語というところの助詞の、には、というところを私は重く受けとめます。

別件の関連で漁業のエビ、アサリ放流ですか、あんなことも予算特別委員会のときに聞いた折には私の質問に対して、もし状況が変わった場合は補正でも組みますかって言ったときに、組みますというふうに答えがあったと思うので、私は先ほどの、町長はもう何遍も言わせるなって言いましたけども、してあげたいのはやまやまだと、担当課もやまやまだと。その場合には補正でも何でも組むよという意見だと重く受けとめて、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩します。

午前11時18分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。岸本加代子議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。通告に従って、質問を行います。

まず1点目、漁港航路の浚渫についてをお伺いいたします。

まず、防災上の問題です。昨年7月の集中豪雨の結果、吉富漁港内の航路が埋まり、現在に至るまで浚渫がなされていないことで、さまざまなことが起こっています。その一つに、防災上の問題も浮上しております。つまり、災害発生時、航路が自由に使えない、その使用が大きく制限されるというのは大問題です。そのことをどのように認識しておられるでしょうか。本町は安心安全のまちづくりをモットーに努力がなされていると思いますが、この問題についての答弁をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

本町の漁港は、利用の範囲が地元の漁船を主とする第1種漁港より広く、利用範囲が全国的な第3種漁港にも属さない第2種漁港であることから、地元以外の漁船も入港することはあると思います。

では、災害等の防災上の問題についてですが、幸いにも、そのような災害が発生していないことから、緊急輸送ルートとして漁港がどのように使用されるかまでの想定はできておりません。

先々月の1月29日から31日にかけて、陸上自衛隊小郡駐屯地の部隊が、水陸両用車の訓練地として、支障なく、よい訓練が実施でき、今後も訓練地として利用できればとの要望がされましたことから、災害時には問題なく海上からの支援ルートが確認できたものと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、その自衛隊の訓練が支障なく行われたということでしたけれども、支障なく行われたということの報告があったかどうか、まず、1点、お聞きします。

それから、災害というのは本当に、一時期、想定外という言葉が横行しましたがけれども、何が起こるかわからないというのが災害です。そのあらゆることに、今の私たちの頭の中でわかるだけのあらゆることを想定しながら防災対策をしていくのが自治体の役目だと思います。その観点から見てどうでしょうか。そのことをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、自衛隊からの報告ではありますが、支障なく訓練はできたというふうに報告はいただいております。

それから、防災上ですが、仮に、災害があったときに、支援物資の輸送ルートとしましては、道路がまず第一になるだろうと思います。その道路が分断されたときに、海上からの支援というのが考えられます。先ほど申し上げましたように、海上からの支援物資につきましては、昨年、

県の防災訓練の中でも水陸両用車を利用して吉富から小祝漁港まで行きましたように、自衛隊からの支援は海上からの支援物資輸送ルートとして使われるものではないかというふうに考えておりますので、特に災害には支障はないというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 災害関係でございますので、総務課のほうからもお答えをさせていただきます。

先ほど、産業建設課長から答弁があったとおり、先月行われた自衛隊の独自訓練においても支障がなかったというふうに聞いております。もともと水陸両用車の航路を通して上陸できるのは満潮時となっており、干潮時は水深が足りないということで、昨年5月に行われた福岡県総合防災訓練の際も、満潮時に合わせて訓練を行っております。

さらに、災害種別にもよりますが、特に、大雨による洪水や、津波被害によって本町が孤立状態になった場合は、航路ではなく空路による救助及び救援物資の輸送がメインになるというふうに考えております。したがって、多くの救援手段を備えておくほうがよいことは言うまでもございませんが、現状でありましても、水陸両用車の進行は、満潮時に限定はされますが、十分進入できるということになりますので、防災上の問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどから言っていますけれども、想定外のことが起こるのが災害です。今、水陸両用車は満潮時にしか入らないということなんですけれども、そういう大がかりなものではないにしても、例えば、普通の船がそこから来ることによって人命が救助できた。しかし、そこに、その船が入れなくて、つまり航路の使用が制限されることによって人命が救えなかった、あるいは、いろんな物資が運ばなかった、そういうことが発生したときの責任は、一体どこにあるんでしょうか。つまり、航路が使えなかったことによる災害時の行動に支障があった、そこで重大なことが起こったときの責任はどこにあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申し上げましたように、そういった状況になった場合は、航路ではなく空路がメインとなってくると思っておりますので、十分対応できるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が尋ねたのは、どうするかではなくて、そういった場合の責任はどこにあるかと言いました。それは、どこにあるんでしょうか。



○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 空路による救援及び救助及び救援物資が可能であると思いますので、そういったことが起こった場合は、そのときに考えるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、立って言っていいから、立って。

○議員（8番 岸本加代子君） いいですか、はい。航路が使えなかったがために起こった事故の責任はどこにあるかということです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 航路よりも、まず、空路がありますので、ですから空路で十分対応できますので、それで大丈夫だというふうに思っております。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） もう1回言っていいですか。

○議長（若山 征洋君） はい、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） はい、じゃ、ちゃんと言いますね。少し余裕を持たせてくださいね。

今、吉富漁港の航路があって、そこが土砂で埋まっています。それで、通常どおり使えないわけですよ。それが現状です。それも、きのうやきょうじゃありません。もうずっと前からそうなっていて、ずっと経過しています。こういう事態のときに、航路が使えないがために起こった事故の責任は誰がとるんですか、どこに責任があるんですかということです。

○議長（若山 征洋君） 町長、答弁。

○町長（今富壽一郎君） 私どもは、いざというときに、いろんな方法を考えるんだろうと思います。通れないところを無理して通ることはない。（笑声）通れないで危険なところを通るっていうのは、そんな方はいないと思うんです。（「何か、コミュニティバスのごとあるな」と呼ぶ者あり）航路が使えなければ陸路、陸路も航路も使えなければ空路、いろんな方法があります。あえて危険に挑むような勇氣は持っておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、2番に行ってください。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の問題については、答弁不能というふうに認識しておきます。（笑声）

2番目です。浚渫しないために発生している事態への対応についてお尋ねいたします。まず、どのようなことが起こっているか、そのことについて報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 航路が埋没していますことから、漁船のスクリューなどの破損事例があり、潮待ち状態で、漁業活動に支障があるということは把握しておりますが、今のところ、漁協には、浚渫はできないという状況である旨をお伝えしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、2点、報告がありました。私は、先ほど言いましたその防災上の問題もあると思っています。

それから、これはちょっと確認しておらず、推測なんですけれども、船舶の修理工場、造船所は、このあたり一帯になくて、吉富漁港内にしかないというのを聞いています。行橋のほうから、それから香々地のほうからも、そこに来るのだと。そういったその船の修理等にも制限がされているのではないかなというふうに、これは私の推測ですけれども、思っております。このほかにも、本当にその関係者の方に聞いてみれば、いろんなことがあるのではないかというふうに思います。

これらは、航路が航路として機能していれば起こらなかったことであり、起こりようがないようなこともあるかと思えます。

先ほど、同僚議員の質問の中のに、漁港の管理者は誰ですかというところで、町というのがあったと思うんですけれども、そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、この、今、とても負のいろんなことが起こっている原因になっている航路の浚渫、これは一体誰ができるんでしょうか。例えば、私なんか全国からお金をカンパで集めて、その航路を浚渫しますって言って、それができるんですか。この航路の浚渫という事業ができるのは一体誰なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、岸本議員が言われたような寄附でということは、私どもは想定しておりませんが、冒頭、是石議員の中で、管理者は誰かということで、町というふうにお答えしました。当然、町が、その管理する航路を適正に管理、そこには、浚渫も町が責任を持ってしなければならないというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町が責任を持ってする事業の一つとして、その航路の浚渫があるということでした。つまり、町しかできないということだというふうに思います。

その立場に立ったときに、マイナスの出来事がたくさん起こっている。漁業者の方にとっては死活問題だとも言われています。そこで、浚渫をしない、この責任はどのように認識しておられるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 漁港の管理は町ではありますが、その担当課は産業建設課でございますので、私の責任になるだろうとは思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 課長の責任ということは、任命権者、町長の責任であるというふうに思います。

3番目の問題です。災害で埋まった航路をいつ浚渫しますかという問題については、同僚議員が先ほど言われ、この問題について質問されたことに対して執行部が答弁された内容を受けた状態で質問したいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（8番 岸本加代子君） いいですか。もう結果は、これをそのまま聞いても、結果は一緒だと思うんです。先ほど町長が何回も同じことを言わせるなっていうことだったんですけど。

私は、先ほどからの議論を聞いていて、この今回の問題をやっぱり真正面からというか、本当の本質は何なのかというところを捉えなければいけないというふうに思っています。これは、町長が言われるその漁協の好ましくない体質、これと、町がやるべきことをリンクさせている、ここに一番の問題があるわけです。しかも、リンクさせて、一つの団体の人事に介入している、町が。これが一番大きな問題だと思います。これは民主主義に反する横暴と言えらると思います。私はそう思っています。

しかも、この好ましくない体質に対して暴力的組織などと、人権侵害に該当するおそれのある決めつけを公的な場でして、こういう議会ですべてしています。実際に、先ほど、これも同僚議員が紹介されましたが、お孫さんから、じいちゃん暴力団なんかだと聞かれるなど、子供たちまで巻き込んだ事態が発生しているわけです。これが今の現状だと思います。一つ、ちょっと角度が違いますが、これって人権侵害に当たりませんか。どなたが答えられるかわからないけど、どなたか答えてください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほども申しましたが、漁協の、今、岸本議員さんから言われました好ましくない体質だと、好ましくない体質というお言葉がありました。そうであれば、体質を変えていただくのが一番だということを私は申し上げております。

人事に介入ではないかと言いますが、私は、誰をどうしろこうしろとは言っておりません。

（「嘘を言うな」と呼ぶ者あり）組織が改まるには、一番いいのは人心一新ではないでしょうかという話をしております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この問題については、先ほど私が言いましたように、今、先ほど述べたものが全体を眺めたときのことだと思えます。町が今とっている態度、方針は、この浚渫に対してとっている態度は、非常に間違っている、町がとるべき態度ではない、そのことを申し、次の質問に入ります。

次は、もう一つの大きな問題です。漁業振興についてお尋ねいたします。

まず、豊前築上地域栽培推進協議会ちょっと名前が違うかもしれないけど。への退会届についてお尋ねいたします。

古来、漁業は、腐葉土や堆肥などが海に流れ、それを栄養源として豊富な海産物を生み出すという、農業、林業をも含む循環の中で育成されてきました。ところが、戦後、輸入頼みの国の政策、また、ダム建設などにより、海がやせてきた社会状況の中で、栽培漁業という事業がなされてきたと認識しております。

今回の退会に関して、先ほど、答弁では、効果があるのかどうか疑問があると、それで、本年度とりあえずそうしたのだというような答弁がありました。ところが、ちょっとどっちが本当なのかなと思うんですけど、これは新聞報道なんですけど、吉富町の退会を報じたものの中に、吉富町は協議会の放流事業で一定の成果が出ている、当面状況を見守りたいと話しているというのがあるんです。これは、どっちが本当なのかなというのが、ひとつお聞きしておきたいと思えます。

それと、成果があるにせよ、あるいは成果がないにせよ、こういうことは、協議会なんだから、協議会で議論して、一斉に、そうするとか決めないといけないと思うんですね。吉富町の見解はこう思うと、それ、この協議会の場で提起されたでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、協議会との議論ということから先に申し上げますと、本町が、30年度は放流事業には参加しないということで事務局のほうに連絡を入れました。事務局のほうから、そうであれば、正式に何らかの通知を出してくれということで、脱退届を出しました。

次は、新聞報道でいう成果があったと、私は同じようなことを言ったつもりではありますが、放流事業自体が、もう何十年も続けられております。その放流事業の効果がさほど表に出てこないと申しますのが、漁獲高がそんなに大きくは伸びていないと。実際に報告されたものが正確な数字かどうかというのが不明な点がありまして、本来、本当に効果があるのかというの、一度、検証する必要があるのではないかというふうに以前から思っておりました。一旦放流事業をやめて、どのぐらいの漁獲量の変化があるのか、それはきちんと精査する必要があるのではない

かというふうに思っております。そういったことから、30年度は、まずは放流事業には参画しないという判断をしたものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今も答えていないです。今、課長が言われていたような見解、吉富町としてはこういうふうに考えると、そのことを推進協議会の席で、まず、提起するべきでしょう。私は、それをされたかどうかを聞きました。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 協議会には提起しておりません。（「なしかや」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 幾つかの自治体が同時に、その豊前海という、吉富町の海だけじゃないわけですよ。だから、吉富町がこれをやめたからといって、わからないじゃないですか、検証できないじゃないですか、一斉にしないと。そのためには、協議会の場でちゃんと提起して、そこで議論をして、そして、じゃ、今年度はみんなでやめましょうってするのが当然でしょう。なぜそれをしなかったんですかっていうことが一つ。

もう一つは、吉富町が脱退したか退会したからといって、ほかの自治体、他の築上と豊前ですか、放流事業をすると思うんです。そうすると、海にドアがあるわけでもないし仕切りがあるわけでもありません。放流されたものが、先ほど、マーキングはできないとおっしゃったんですけど、吉富町にも流れてきますよね。そうすると、町長は、吉富の漁業者に対して、よそが放流した、よそがお金をかけていろいろやった、それをとって生活しろって言われていることと一緒に思うんですよね。そうなんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 協議会に、なぜかけなかったのかということですが、30年度は予算として計上しないということで、まず、事務局にお伝えしました。協議会の、本来であれば臨時会が必要っていう判断は、それは事務局がされることだろうと思います。もし、それを臨時的に開催するのであれば、当然説明はする必要があるだろうと思いますが、例年、総会が5月、6月ぐらいに開催されますので、必要があればそういった説明はしますが、もう既に退会する理由は事務局のほうにお伝えしておりますので、その点は事務局の方は理解している状況であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 答えていないね、答えていない、もう1つ。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） あと、よそから放流したものについてということで、確かに放流したものがマーキングされていませんので、放流したものか、それから自然発生的にしたものか、それをはかる定規っていうのはおそらくないだろうと思います。

確かに、よそから撒いたのをうちの漁民がとれば、よその費用、公費を使って漁獲したんじゃないかと、確かにおっしゃるとおりだろうと思います。豊前海全体で、本来はその放流事業っていうのがどの程度の効果があるのかっていうのを検証するべきであろうと思います。だから、物理的には恐らく難しいだろうなというふうには思います。ただ、豊前、築上で放流事業をしていること自体に本当に効果があるかどうかっていうのを、本来は検証するべきではないかというふうに私は思っております。（発言する者あり）

よその、それは豊前とか築上の町に、継承しましょう、やめましょうっていうような提案は、私たちはするつもりはございません。うちの町はそういう考えがあるので参画しないということで事務局のほうにはお伝えしたしだいであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の課長の答弁から私を感じたのは、本当にその放流事業の効果があるのかないのか、それを本当に真実に検証しようという態度ではないと思いました。本当に検証しようと思うならば、協議会の場にちゃんと言って、ちゃんとすべきだと思います。それでないと検証できないです、これでは。

それと、先ほど、そのマーキングされていないエビとかカニをとらざるを得ない漁業者がどんな思いをするかです。その点に関しては非常に不誠実な態度だというふうに感じました。

この問題で、今度3回目ですよ、私。

○議長（若山 征洋君） いや、今、3回目。

○議員（8番 岸本加代子君） はい、今度3回目なんですけど、退会するというのを、漁業組合、漁業者に何の相談もなく、協議もなく、しておられますよね。その確認と、一体、町政の主人公、主権者は誰なのかっていうことです。こういう行動をするときの主権者っていうのは、まさに漁民の方だと思うんです。そこに何の相談もなく、協議もなくするっていうこと、このことが、なぜこのようなことをなされたのか、その主権者は誰なのかっていうところを念頭に置いたときに、そこはどうなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 豊前築上地区の栽培漁業推進協議会は、行政それから漁協も同

時に参画している団体でございます。水産物が減ったときに放流事業をするっていうのは、行政もそうですし、漁協自体もするべきだというように思っております。本来は、漁業組合または漁民が、水産物をふやすためにいろんな汗をかく必要があるんじゃないかとは思いますが。

今回、組合に、放流事業をやらないっていうことは、直接お伝えしておりません。もう町の判断で脱退の報告を事務局にさせていただきました。

それから、先ほどの質問の中で、漁獲量が把握できない、これは、うちの漁業者がどれぐらい漁獲があったかっていうのが全く把握できない状況にあります。それぞれの組合員が、クルマエビでありガザミがどのくらい漁獲があったのか、本来はその成果の一つとして報告があるべきではないかというふうに思っております。しかし、それが一切ございません。ですから、本当に効果があったかどうかっていうのは、実際、物理的には難しいとは思いますが、うちの漁民がどのくらいとれました、これは効果があります、そういうのがあれば、やっぱり引き続きする必要もあるでしょうが、そういったものがない以上、公費をかけてするものに、それだけの効果があるのかなっていうことも、以前から私は思っておりましたので、あわせて、30年度の予算には計上しなかったということでございます。

当然、主権者っていうのは、水産業に関しては漁業者だと思います。これは私どもは思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、次に行ってくださいよ。

○議員（8番 岸本加代子君） これも大事な問題です。今後の振興策です。

30年度の執行部の姿勢を示す予算案を見ますと、アサリの稚貝保護育成事業への補助金が、ほぼ全額減額されております。では、何か別のものがあるか、積極的なものは何も示されておられません。予算委員会のときだったと思うんですけども、こういう大きな変化に対して、ここでも漁業関係者との正式な協議はなされていないとの答弁でした。吉富町総合計画、中期基本計画、これは平成30年度までですよ。これを見ますと、漁協との連携を図るということがうたっています。なぜ協議すらなされなかったのか、まず、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） なぜ議論されなかったのかっていうことですが、議論するような、今、組合の組織はそういう状況にはないということから、今はできないということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、なぜ、こうした見直しが今なのでしょう。

前段のその栽培漁業についても言えますけれども、中期基本計画では、平成30年度まで事業を行うように示されています。少なくとも、平成30年度は実施すべきではないでしょうか、計画されておりますので。なぜ、今なのか。やっぱりその中期計画っていうのは、とても大事なものだと思うんです。私たちにも示されましたし、いろんな人たちが意見を出してつくったもの、それなのに、なぜ、今、今年度なのか、そのことについてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 確かに、中期計画では水産振興について掲げております。ただし、それ以上に、今は、漁業協同組合との関係をしっかりと信頼関係になるものをまずはするっていうことを優先事項として考えてのことでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目になるよ。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。今、その漁業組合との信頼関係がないから、こうしたというふうにおっしゃいましたよね。まさしく計画も無視し、協議もなく、今年度の予算編成、それは信頼がないからだ。まさしくこれって圧力と言えるんじゃないかなと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 圧力ということで申し上げますと、水産の担当者は、以前から、この場で申し上げられないような言葉を何度も言われました。ときには、役場をやめてしまえと。水産担当者は漁業のために一生懸命努力して漁業振興のためにどうかやろうっていうふうに思いを持っておるのに、自分たちの思いにならないことがあってそれを暴言を吐かれるようなことがあって、本当に一生懸命できるでしょうか。それは、今回の黒瀬組合長の件はきっかけであって、私が知っている限りは、もう以前からありました。本来は以前から信頼関係というのはなかったんですね、組合とは。だから、今この時期に、組合と町がしっかりと水産振興に向き合って、真摯に協議できるようなものに関係をつくりたいと、そういう思いからです。だから、それまでは一切、水産関係はする必要はないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、課長がおっしゃった漁協組合と町政が本当に信頼関係を持った関係でやっていきたい、これは執行部も思っているし、漁協関係者も思っているし、私たち議会も思っているし、町民もみんな思っています。そうあってほしいと思うし、そうあらねばならないと思います。そのための努力をせんといかんと思うんですよね。

今のやり方だと、じゃ、圧力を受けたから圧力でやっていいのか、そうじゃないと思うんです。



ですから、私は、先ほど一番最初に言いました今回の問題の本質から見て、今、町がとっている態度、方針は間違っている、このことを申し上げて、次の質問に移ります。

議長、5分延ばしてくださいね、あれ。

○議長（若山 征洋君） いや、時間はわからんけど、あんたが勝手にそう言うたらだめ。

○議員（8番 岸本加代子君） 次は、子育て支援について、就学援助制度における入学準備金の入学前支給についてお尋ねいたします。

この問題については、過去2回取り上げて議論させていただきました。就学援助制度は、経済的理由によって就学困難と認められる子供たちの保護者に対して必要な援助をするものです。入学準備金というのは、入学に当たって必要なものをそろえるための費用で、それを準備する段階で支給してほしいというのは当然の願いで、執行部からも、このことに関して理解するという答弁をいただいています。

9月議会での答弁では、入学後の5月に支給するが、今後も検討していきたいということでした。検討の状況を報告願います。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 9月議会以降、来年度30年度の支給時期についても、教育委員会内で検討はしました。結果的に、30年度の入学する1年生につきましても、今年度同様5月の支給をと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前回の執行部とのやりとりの中でも示されましたけれども、制度改正がなされています。つまり、入学前に支払った準備金についても補助対象とする、さらに、必要な援助が適切な時期に実施されるように促す通知が出されたと聞いております。この対象は要保護者等となっており、準要保護も、当然、対象となるものと考えます。財源については交付税措置がなされるので、問題はないのではないのでしょうか。この3月段階で、入学前に支給する自治体は、県内で半数を超えたと聞いております。本町も早急に改善するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 新1年生の学用品費、いわゆる岸本議員さんがおっしゃっている入学準備金ということになろうかと思います。今、言われたことは、県から、国からの通知で、教育委員会としても十分承知はしているところでございます。約半数近くの市町が入学前に支給するというところでございますけれども、既に行っている団体でも、やはり課題等もあるかということも聞いております。過去2回のお答えの中でも、幾つかの課題がありますのでということで、

そこら辺を十分に検討しながら、そこにどういふふうに対応していくのかということも考えながら、検討は進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前回の質問、議論したときは、2点ほど問題点は言われております。支給後の転出による返還の際の事務の負担、それから、所得の確定に関する事務負担ということが上げられたかと思えます。これは、我が町だけのことではなく、ほかの自治体もやっている、ほかの自治体も課題として当然あることなので、やはり子育て支援、町の発展にもつながることなので、努力をしていっていただきたいというふうに思います。

先ほど、検討は続けていくという答弁でしたので、答弁は要りません。今後とも検討を続けていただき、もう早い時期に、入学前に支給していただくことができるようになるようお願いしておきたいと思えます。

次は、国保税における18歳未満の均等割の減免について、お尋ねいたします。

国保の均等割をめぐって、サラリーマンなどが加入する被用者保険は、子供の人数がふえても保険料は変わらないけれども、国保の場合、世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があるため、子育て支援、少子化対策に逆行する内容を持った制度という一面があると思えます。

昨年、3月、東京都議会は、この均等割保険税の負担を軽減することを要請する意見書を議決しております。また、全国知事会は、平成27年1月、同様の要請を行っています。執行部は、この問題についてどのような認識をお持ちでしょうか。まず、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 国保税条例を管理する税務課から、現況についてお答えいたします。

子育て支援は重要な施策ではありますが、減免による税収減にかかわる財源確保の観点もろもろから、現在、国保税における18歳未満の均等割の減免については、検討もしていません。今のところ、今後につきましても、検討の予定はありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これは通告していなかったもので、ちょっと今は無理かと思うんですけど、富士見市、埼玉県のみじみ野市が、18歳未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を全額免除するというのを、この4月から始めるって聞いております。同様の制度を実施した場合、対象人数と、減免総額が幾らになるか、わかれば報告してもらいたいですけど、通告していなかったもので、ないと思うんです。これは後日、できましたらお願いいたします。

それと、今、その均等割の中の18歳未満の子供の数はわかりますか。わかればお願いいたし

ます。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） お答えします。

平成29年9月30日現在の被保険者の中で、未満という数字は把握できないんですが、18歳以下の方につきましては172人です。その中で第1子、第2子、第3子等の区分けにつきましてはデータがありませんので、今のところ、できていません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、4番に行かんと時間ないよ。

○議員（8番 岸本加代子君） この問題は、前に1回、取り上げましたけれども、今後、東京都議会や全国知事会のこともありますので、子供たちが全国的に減っていますから、全国的にもいろんな取り組みがなされていく課題だというふうに思います。

先ほど、その財源の問題があるとおっしゃったんですけど、私が考えたのは、ふじみ野市で、これは大きなまちなんですけど、18歳未満、第3子以降を対象とした場合、203人、減免総額が733万円だそうです。本町は、これより大幅に下回ることは明白です。

私が考えた財源としては、予算特別委員会での質疑の中で、独自に未就学児童への医療費補助を行っている自治体に対して、これまでは、国がペナルティとして国庫負担を減額調整していました。しかし、30年度からは、この措置を取りやめます。そのため、本町にとって、予算委員会の席で言われたのは、400万円から500万円の財源が、今まで消費されていたものが消費されなくなるわけです。これで財源は確保できるというふうに私は考えました。

3番目の質問としては、この問題、今後ともぜひ検討はしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 私が先ほど申しました国保税条例を管理する税務課の立場からすれば、財源が確保できれば検討できるのかというふうには考えます。ただし、先ほどちょっと言ったんですけど、財源確保の観点、もろもろ、そのもろもろの中に、例えば子育て支援の中に、ベクトルというか方向性がそちらの方向でいいのかとか、優先度、こういうこともあろうかと思えますので、そういうことを町として協議しながら進んでいくことだろうと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最後の質問です。障害者の巡回バス運賃の減免について、お尋ねいたします。

障害者に対する施策は、本町でもいろいろとなされておりまして、バスやタクシーなど交通機関

の料金が割引されると、障害者の方の外出の機会がふえることとなります。生活の範囲も広がり、大きな支援になると考えます。

障害者に対する運賃の割引は、法令上の義務づけはなく、関係機関の要請等を踏まえ、各事業者の判断で実施すると聞いています。巡回バスの事業者は本町です。精神障害者を含む障害者に対し、運賃の割引、減免をしていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

吉富町巡回バスは、生活交通として、また、観光客の足として、多くの方に御活用いただくため、利便性の向上を図りながら、かつ低料金で利用ができるように、どなたでも全区間運賃100円としています。

現在の運賃につきましては、巡回バス利用状況及び運行経費等を勘案し、最低限必要な利用者負担額として地域公共交通会議に諮り、設定をいたしております。今後、バス運行を見直す中で、地域公共交通会議の民間業者の意見を踏まえ、運賃減免も含めた改定の必要性を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 本当に、吉富町の巡回バス100円っていうことで助かっている人がたくさんいると思うんです。

障害者の方の暮らしているというのは、大変厳しいものがあります。障害者年金だけでは暮らせず、家族が補填して生活していらっしゃるというのが実情ではないかと思えます。

私もちょっと障害者の就労事業にかかわっているんですけども、障害者の就労Aの場合ですと、最低賃金が補償されます。しかし、Bの場合ですと、今の法律の規定では自給70円からオーケーなんです。自給70円、1カ月3,000円の工賃でオーケーなんです。もちろん、それからだんだん上がっていくっていうことになり、最初から70円っていうことを決めなくてもいいんですけども、本当にそういうことを、そういう生活実態っていうか、工賃としては、例えばその事業所までバスで見えるときに、行きと帰り200円のお金が要るわけですね。そうすると、私たちが普通の最低賃金とかで考えるっていうか、一般的には100円っていう料金はとても安いと思うんですけど、その障害者の方にとってはそんなに安くはない。そこで減免っていうのが出てくると思うんですけど、今、課長の答弁の中で、今後も検討を協議していきたいということでしたので、ぜひこの問題、実現できるようにしていただきたいということを訴えまして、私の質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は13時10分にします。

午後0時19分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 午後からのトップバッターということで、通告に沿って質問いたしますので、執行部の方、よろしくお願いいたします。

民間企業の業績は徐々に上向いているとはいえ、まだまだ予断を許す状況ではありません。そのような中、公務員は安定しており、今でも根強い人気のある職業の一つだと言えます。

役場では、優秀な人材を確保するために、一人でも多くの受験者を募って採用したいことは言うまでもありません。その受験者が複数の自治体を受け、複数の自治体に合格したら、何を選考基準にするのか。仕事内容、給与、福利厚生、通勤の利便性なども選考の一つとして上げられるのではないかと考えられます。

また、吉富町には、伝統行事が複数あります。神楽、神相撲、これらの伝統行事の後継者不足にも、自治体として前向きに取り組み、一人でも多くの方に地元に残っていただく、帰っていただくことに取り組みなければいけない危機感を持ち、よい環境、働きやすい職場、魅力度などを提供することで、後継者不足解消へつながると思います。

これらのことを含みおきいただき、質問へと移りたいと思っております。

通告のナンバー1なんですけども、吉富町の職員のラスパイレスと給与についてということで1番目、29年度、昨年度に採用試験が執り行われたと思いますが、その職員採用試験の合格者の中に辞退者はいますか。済いません、担当課長、お答えをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

保育士1名が辞退をいたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 今、1名辞退者が出たということで、今、個人情報保護法などで、その理由の追求というのがなかなか難しいところがあると思うんですけども、その理由の検証というか、確認はされましたか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

理由は聞いておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 個人情報で、それができないのかよくわかりませんが、そういう辞退者が出るということは、先ほど冒頭にも言いましたように、複数の自治体を受けて、天秤と言うちゃあ言い方がおかしいんですけども、いろんな面の条件をした時に有利なほうを選んだではないかと、私は推察いたします。

そういった中で、2番目のラスパイレスが低いことは知っていますか。県下でどの位置ですかということなんですけど、担当課長、お答えをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

平成29年4月1日現在で、県内58市町村中低い方から3番目でした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 昨年の広報の中で、これ昨年の6月号ですかね。吉富町が92.3%ということですね。それで類似団体、これは例えば人口だとか、同じような産業を持ったような、そういった類似団体から見ると95.9%。全国平均で見ると96.3%なんですね。

吉富町は、類似団体と見た時に、大体3.6ポイント低いですよ。そのくらい優秀な人材78名ぐらいの方ですか。いらっしゃいますけども、そういった方たちは、また同じような感じで採用する時に、辞退者が1人だったからよかったという問題ではないんですけども、そういう辞退者を出すこと自体が、もうイレギュラーなんですね。

採用、吉富町としては3人必要ですよ。そういった中で、3人入ってきて当たり前。それを1人欠けるということは、ほんとのイレギュラー。それを、今後、発生させないためにはどうしたらいいかということが大事なことなんですよ。

また、来年度も、30年度も、ことし29年度2名やめる。退職者出るための補充でしょうから、また、今後、そういった退職者が出ることによって、採用試験を行う。そういったときに、また辞退者が出た時に、なら臨時職員で対応するんですか。そうなったときに、本来の役場の機能と言いますかね、果たせてないんじゃないか。

例えば午前中にも同僚議員が、各課何名いますかというふうに質問してました。上下水道課8名ですか。産業建設課7名、下水道課7名というような感じで。ほかの課はちょっと記憶にないんですけども。そういった中で、少数精鋭でやっているのはわかります。でも、いい人材を確保するには、この低いポイントを上げるしかないと思うんですね。

そこで、一つ、今、係長が各課に1名ずつ。産業建設課は2名いますけども、各課に1名ずつ

います。その係長が4級で、1、2、3級の方を把握する人数と言いますかね。仕事をやってるなどという、見る人数という位置づけでいいと思うんですけど、それ見た時に、吉富町は3.8人ですよ、1人の係長が。

上毛町を見ると、2.2人です。築上町が2.7人なんですよ。そのぐらい吉富町の係長の負荷がかかっているんですね。

そして、もちろん担当課長も御存じかと思えますけども、各課に係は2係あるんですね、2つの係が。それが1つの係しかないんですよ。産業建設課は元々2つの課が1つになって産業建設課というのが生まれましたけども、そういった中で、これも一つの1人しかいない。2係あるのに1係しかないんですよ。

それがラスパイレスを下げている一つの要因ですね。もう一つの要因なんですよ。ざっと言いますと、総務課で言うたら庶務秘書係と行政係という2つの係があるんですね。そのぐらい3.8人を見ている。そうすると優秀な課長たちのまた負担がふえるわけですね。

もちろん、今、うまく機能してます。ただ、係長を全部の課にふやせとか言うんじゃないくて、2、3個の課をふやすことによって、ラスパイレスが多少上がるんじゃないかなと。そうすればおのずと吉富町を受けましょう。冒頭にも言いましたように、優秀な受験者がわっと殺到しますよ。私は、そのように思いますが、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

③のラスパイレスを上げる方法をとる予定がありますかという事前質問についてお答えいたしたいと思います。

昨年4月1日施行の一般職職員の給与に関する条例の一部改正によりまして、給料表の5級に主幹を設置し、4級の保育園長及び3級の係長を廃止しました。

この改正により、昨年4月1日から保育園長については主幹に格付けし、5級に昇給いたしました。また、係長に任命された場合は、即座に4級に昇給するということになりました。

こういった形で、ラスパイレスを上げる手法をとっているところですが、先ほど議員がおっしゃいましたように、絶対数が少ないというのもラスパイレスが低い要因の一つだと、私も認識しております。

でございますので、今後は、係長は必要な課には複数配置していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そうですね。前向きな答弁だと思っております。

ぜひ、次々の入ってくる人たちの人材確保と、先ほども冒頭にも言いましたように、伝統行事の担い手を絶やさないためにも、役場として受け皿。あと企業に横展開していくというような流れに、ぜひなっていたきたいなというふうに思っております。

3番を答えていただきましたので、4番、給与に反映している手当はどのようなものがありますかということで、担当課長、お答え願えますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

月例給与は、正規の勤務時間に対する報酬の給料と扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、地域手当、単身赴任手当がございます。

しかし、地域手当は吉富町に勤務している時はございません。単身赴任も同様です。地域手当が支給される地域、国が定めた地域に勤務するようになった時には地域手当、あるいは単身赴任手当が支給されることになると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） いろいろあって、もちろん民間企業にありますように、賃貸住宅に入った時に住宅補助が、先ほど出るという話がありましたが、上限は2万7,000円だと思いますが、要は、私が思うには、例えば持ち家を吉富町内で持つとって、吉富町内から通勤している方。要は吉富町に貢献している人という考えで捉えてもらえばいいかと思いますが、そういった方にも、例えばローンを組んで家を建てているのと、賃貸で入っている人というのは、基本的に、私、同じじゃないかなと思っているんです。

持ち家と賃貸だから、自分のものにならないという考えなんですけども、お金を払っていることについては同じなんです。だから、吉富町内に住んどって、持ち家をもって通勤している方には、私は何でこんなこと言うかということ、固定資産税が吉富町に下りるわけですよ。そういった方たちの還元費として、還元として少しのそういった持ち家を持つての方たちのためにも、扶養手当は支給したらどうかということなんです。あ、住宅手当。

課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

何年前かというのは記憶にないんですけども、以前は持ち家に対しても住居の手当てがございました。しかし、人事院勧告で廃止をされました。それに基づいて町の条例を改正し、上程をいたしましたら、議会から議決をいただいたということでございます。



以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そういう過去のことがある。それはそれで、住宅手当は別として、例えば先ほども地域手当は、今回の確か条例であったと思いますが、博多などに出張なり行った場合に地域手当が。長期出張に行った時に地域手当が出るということなんですけども、毎月の地域手当というものを支給というようなことは考えてないんですかね。担当課長、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

給与につきましては、常々申し上げておりますが、人事院勧告、あるいは国の制度に基づいて、本町は支給しております。国の制度に地域手当がございませんので、吉富町に勤務している職員には地域手当を支給することはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 先ほども冒頭にも言いましたように、いかに優秀な人材を確保するかと。人事院勧告に沿ってするというのももちろんのことでしょうけども、単独でやって、各自治体との差別化を図るという意味ですね。

そうすることによって、冒頭にも言いましたように、複数の自治体をとった時に何を選考基準にするかというのは、その中の一つとして、私は上げられるんじゃないかと思うんですよ。

もちろん通勤の利便性もあるし、家を俺がとらんやいけんから、家から通勤せんといけんとかいうことも、もちろんあるでしょう。でも、それプラスそういったものも背景にあるんじゃないかと思うんですけどねえ。

担当課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 太田議員、もう3回いっちょるのよ。はい。

○議員（3番 太田 文則君） そしたら、質問を変えたいというふうに思っております。

先ほどもいろいろ言いました。職員のスキルアップを図るには、そういった給与だとか、福利厚生というものは一番重要視されるんじゃないかな。そうすると、職員も働きますよ。

私も民間企業勤めていました。製造から営業に行った時に、もちろん全然違う職種で苦勞もしましたよ。そういった面で、自分もいかにレベルアップを図ろうかということで頑張るわけです。そういった源は何かと言うと、くどいようですけど、私は給与じゃないかなというふうに思っております。

ただ、担当課長もラスパイレスに関しては前向きに検討していくという回答をいただきましたので、期待をして次の質問に移りたいと思っております。

2番目、漁港航路の浚渫工事についてということで通告を出しております。

漁船のプロペラが帰港時に損傷、または潮が引いたりすると帰港できないなどの問題等、今後、浚渫の予定はありますかということで、担当課長、お答えをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

午前中から同様な質問はいただいて、同じような答弁になりますが、航路が埋没し、漁船のスクリューなど破損事例がある。また、潮待ち状態にあるということは把握しております。

また、漁業活動に支障があることも把握はしておりますが、今のところ浚渫はできない状態にあるということで、漁業協同組合にはお伝えをしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 言うまでもないんですけど、吉富町は、海と田んぼというか、囲まれた自然豊かな緑のまちであり、漁業、農業、工業、商業とバランスのとれたよいまちであるということは言うまでもありません。

その漁業の1産業が衰退していくということは、もうほんとに町も活力を失うぐらい痛手じゃないかなというふうに思っております。

午前中、同僚議員の3人の方が同じような質問をされて、担当課長も同じような答弁をされていました。もうこれも、私も質問も同じような質問であります。ちょっと方向を変えて、浚渫はしない。そしたら、担当課と漁協役員さん、漁業関係者がうまく、午前中担当課長の答弁にもありましたけども、信頼の構築。どうしたら信頼の構築が生まれるのかというところは一番大事じゃないだろうかというふうに、私は思いましたんで、課長は信頼の構築をするにはどうしたらいいかと思いませんか。考え、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

現在の組合長、それから副組合長は、三十数年来お付き合いがあります。特に、漁業協同組合長につきましては、実直な方で、今回の件があつて、今までの漁業協同組合は間違つたことをしていた。本来は、こうあるべきじゃない。だから、組合を変えるべきであるという考えがあるということは、直接、私、伺いました。

ただ、組合長がそう思っておりますも、その他の役員、それから組合員がどういった考えをお持ちなのかというの、私にはわかりません。ですから、今後、組合員、それから組合がどのような考えを持って、町と一緒に水産振興、漁業振興に向き合うかということを見なければならぬというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 信頼の構築をするには、担当課のほうから漁業関係者のほうに、ぜひ話し合いの場を持ちましょうと。同じテーブルについて、それから話し合いをしていくということが、私は大前程じゃないだろうかというふうに思っております。

話し合いが基本中の基本だというのはもちろんのことですが、それをおろそかにすると信頼構築だ、構築だと言ってもなかなか前に進みません。ぜひ担当課のほうも呼びかけをして、いい方向に進んでいくようにやってもらいたいというのと、ちょっと気になることを、午前中、答弁担当課長がしとったんですけど、組合の体質改善ということで。確かにこういう言葉言っているのかな。一蓮托生というか、トップがそれでは部下も一緒だというようなことで、私は思っています。

そういった中で、体質改善というのは、もう役員さんも一緒に変わって、本来、漁業関係者が、担当者に「おい、お前、ちゃんとせにやあ何とかだ」とかいうような、昔はそういう脅しで通ったものが、今はそれをええようとしている意味での体質改善かなというふうに、私は思ったんですけど、担当課長、体質改善とはどういうことなのかということをお答え願えますか。

○議長（若山 征洋君） 太田議員、もう3回いっちょるけんね。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 私が言う組合が変わってほしいというのは、行政も組合も同等な位置にあるべきだと思っております。行政が上でも、組合が下でもございせん。水産振興する上で、同じ目線で協議をする必要があるんじゃないかというふうに思っております。

以前は、大声を出してすればできるというような体質がございました。だけど、そうじゃなくて議論の中で、そういった大声を出たりすることはあるかもしれませんが、それは水産振興をしっかり前向きに考えてのことではなかろうかと思えます。

ですから、体質改善と言うよりは、役員とか、組合員が、今までとは違うふうな関係を築きたい。それは、ほんとに水産振興を話し合う場が持てれば、また、そういう関係になればいいなというふうに思っていることとでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 意見として言わさせていただきます。

ぜひ課長の答弁を前向きに進めていって、また、加速をつけて、ぜひ同じテーブルに話し合いの場を設けて、信頼の構築、体質改善を図って、第一次産業の漁業が発展することを切にお願いして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 中家章智議員。

○議員（1番 中家 章智君） 1番、中家章智です。それでは、一般質問をさしていただきたいと思ひます。

大きな項目としては、1つ、し尿処理場の更新計画について。2、町内の道路の安全対策について質問さしていただきたいと思ひます。

まず、私が議員になって3月で丸3年が経とうとしております。その中で、私は、今期は吉富町外1町環境衛生事務組合の議員にはなっていますが、町議会議員の立場として、質問さしていただきたいと思ひます。

まず、し尿処理場の更新計画について。

私が入った当初の会議からも吉富町のし尿処理場が四十数年を過ぎて、更新計画が早急に必要だということを再々言われてきました。その上で、3年が経ったわけですけど、まず、お聞きしたいのは①の今までの推移でございますけど、私が入る以前のことで少しわかるようなことがあれば、教えていただきたいと、まず、思っています。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

吉富町と上毛町で構成してます吉富町外1町環境衛生事務組合のし尿処理場は、昭和46年4月に竣工し、建設から46年が経過しており、老朽化が進んでいることからし尿処理場の更新計画を行っております。

環境衛生事務組合で、し尿処理場を建設した場合の案として、現時点では、界木の現在の場所にスクラップ・アンド・ビルドでし尿処理場を建設する計画案と、その建設費が当初計画の約倍の25億円と試算されたことによりまして、もっと安価でできる方法として、下水道処理施設を利用しての処理方式の案、2案を検討しております。

また、豊前市、築上町、みやこ町で構成し、し尿処理を行ってました豊前広域環境施設組合は、築上町が脱退し、みやこ町も今月末で脱退することから、4月からは豊前市が単独でし尿処理場の管理を行うこととなりなっております。

そのようなことから、豊前市から吉富町と上毛町にし尿処理についての共同処理の要請がっております。豊前市も、現在、稼働してますし尿処理場の更新計画を行っており、その更新計画に伴います建設費等の算出を6月ごろまでに行うようにしているということでもあります。

豊前市からは、その建設費等の算出ができた段階で、吉富町と上毛町に費用負担等の説明と、再度、共同処理についての要請があると思われまます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今、私が入るまでと言われれば、今の状況を説明していただきまして、ありがとうございます。

具体的に金額等を、今、何種類か言われてましたけど、それで具体的な金額を示していただけるんだったらお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。

本組合でし尿処理施設を建設した場合であります。これは、今の界木の同じ場所にし尿処理場を建設した場合には、建設費が24億8,400万円。それと別に、下水道に投入する場合、要するにし尿を受け入れして、そして一部処理を行った後に、下水道施設に投入した場合。この場合の建設費用が20億200万円ということになっております。

維持管理費につきましては、初め申しましたし尿処理場を建設した場合には、6,654万9,000円。下水道に投入した場合には、6,557万1,000円ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 豊前市との数字というのは、もし聞けたらお願いしたいと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

豊前市から、今現在、示されてますのは、豊前市の場合、更新計画を行ってますけど、現時点での提案されてる数字につきましては、し尿を現在のし尿処理場に受け入れして、そこに水を希釈して、その後に下水道管につなぎ込みを行った後に、下水道終末処理場で処理を行うということでの方式での提案です。

建設費につきましては9億8,955万5,000円で、年間維持費につきましては7,634万円ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員、もう①は3回行きましたから。

○議員（1番 中家 章智君） 私が言いたいのは、3年間経っていろいろ協議がされました。その間、液肥を含めていろんな可能性も含めてまいりました。

ただ、毎年、補修とか修繕に対して、確実な経費もかかっております。それに対して、ただ先延ばしするんじゃなくて、今、もう方向性がどんどん狭められてきております。もちろん改修しなくちゃいけない期限もどんどん迫ってきておると思っておりますので、今回、あえて一般質問さし

ていただきました。

例えば豊前市にしても、上毛町にしても、一般質問等で取り上げられたりとか、いろんな形で、議員同士でも話してきております。実際、豊前市からも2月の時点で協議するとか、そういうことも話があって、私たちの組合の中でも、いろんな検討がされてきております。

その上で、もうそろそろ結論を出すべき時期が確実に狭まってきていると思って、今回、あえてこういう形で質問させていただいております。

それでは、2番に移りたいと思います。

今後の方向性についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

し尿処理場の更新計画の今後ですけど、豊前市が6月ころにはし尿処理場の更新に伴います建設費等の算出に伴います資料の提示があります。その段階で、吉富町と上毛町の負担割合とか、共同処理についてのいろいろな説明があるかと思えます。

その段階になりましてから、吉富町にとって、また、吉富町外1町環境衛生事務組合にとって、今の環境衛生事務組合でし尿処理場を建設したほうがいいのか、それとも、豊前市と共同処理を行ったほうがいいのかを検討し、方向性を出すこととなります。

そのときの環境衛生事務組合の議員を初め、町議会議員の皆様とも協議を行い、方向性を決定いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） まさにそのとおりだと思っております。

町長にちょっとお尋ねしたいと思えます。一番これはトップである町長が最終的には組合長でもございますし、決めることだと思いますけど、協議は、十分と言えるかどうかわかりませんが、長い間進めてきていらっしゃると思えます。

後は、トップの2人、もしくは3人で、これからのことを決めていただく時期だと思っております。

吉富町は、公共下水道がどんどん今から進んでまいりますし、最終的にはそちらの方向の可能性も非常に高いわけがございますけど、現時点で既に施設が四十数年経って、その限界が近いということで、今の時点での、一時期結論を出す時期だと、私としては感じておりますので、ぜひ町長に一言、今後のことについてお聞きしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、御質問のし尿処理につきまして、私ども、生活する上で必要不可欠

な施設だというふうに認識はいたしております。

これを更新する。あるいは新たな方法をというようなことで、随分考えてまいりましたが、なかなかこれだという決定打が見出せない。あるいは一つよければ、一つ不安があるというようなこともありまして、どういう方法がいいのかということ、上毛町の坪根町長とも、時々議論をいたしております。

今、一番身近にきてる話は、先ほど課長がお答えしましたように、豊前市さんから、ことしの6月ころには、改めて試算をした案を提示をしましょうということになっております。

私どもは、まずは、それを拝見して、検討してみてもうどうなのかなというのがあります。それからもう一つは、今まで我々は豊前市さん、あるいは自前で、あるいは吉富町の公共下水道にというようなことも考えてみましたが、ほかにもまだまだ検討する余地があるのかなってこともチェックをしてみて、最善の方法に近いうち結論を出さなければというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員、3回目です。

○議員（1番 中家 章智君） このし尿処理場というのは、例えば道をつくったりとか、標識をつくったりとか、新しいのをつくったりとか、公共下水の場合は、目に見えてトイレがきれいになったりとかするわけでございますけど、この場合は、ほとんどの方が当たり前のように町民が使ってるものでございます。

もし、これがなくなれば非常に不便なんですけど、あって当たり前。しかも、もう老朽化していて、もしこれが使えなくなったらというところまで来ておると思います。

仮に大きなお金をかけても、特別何が便利になったということもない可能性も非常に高いわけなんですけど、確実にこれは行政として行っていかなければならないサービスですし、それがもう実際目の前にきているということで、早急に、これ早目に町としても対処していただいて、私たち組合の議員はもちろん協力させていただきますけど、早急に進めていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

次に、2番に移りたいと思います。町内の道路の安全対策についてです。

私は、小犬丸上区に住んでるんですけど、去年の冬ですかに大市屋敷線、要するに郵便局から小犬丸下に抜ける道。小犬丸の元T字路であったところが、新しく大きな道路ができました。

そこは、地域の住民にしても道路幅が広がって、また、防災上にしても防火水槽が地下に埋められたりして、非常にありがたい面もございます。ただできた当初から、特に北側、小犬丸下から来た時には、とまれの表示もなく、見通しが非常に悪いということで、私たちはちょっと心配しておりましたが、11月末ですかね、車3台が絡む事故がございました。

それは豊前市側、西側から来た車と小犬丸下側から来た、北側から来た車が出会い頭にち

よっと激しく衝突しまして、とめてあった車を含めて車3台が絡む事故でございました。

しかも、その車が横にあったブロック塀を倒すぐらいの大きな事故で、やはりちょっとここは危ないなと思っておりましたけど、そういう事故を踏まえた上できょう質問させていただきたいと思っております。

あその安全対策、いろんな止まれや標識を含めて、その後、何か改善があったかどうか教えていただきたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

町道小犬丸界木線、通称下征還道路と呼んでおります、名づけております。及び町道大市屋敷線の交差点につきましては、平成27年度の大市屋敷線道路拡幅、新設工事においてを行っており、小犬丸界木線の幅員のほうが、大市屋敷線の幅員よりも狭く、交差点での事故防止のため、優先道路の周知として、交差点内における小犬丸界木線の外側線に波線を、現在、引いております。

また、大市屋敷線の吉富郵便局側からの交差点侵入前の停止線を設置しており、反対側から交差点侵入前に停止線の設置が、今、ないことから、現在、豊前警察署に小犬丸下から出てくる部分の所に停止線の設置及び看板の設置を要望してるところでございます。

豊前署では、それを受け付けていただき、本庁のほうに、今、上げているというふうに聞いております。あそこは近いうちに停止線と標識ができるものであると、私は思っております。

さらに小犬丸界木線においては、議員がおっしゃるようにスピードを出す車が多く見られます。でございますので、スピードを抑制するために、今回、3月中に交差点内に囲いのカラー舗装をしたいというふうに思っております、現在、業者にはもう発注をしてるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。

この前、その事故の後、私、交番に行ってどういうふうにしてるかというのをお聞きしたんですけど、今、具体的に聞いてわかりました。

地元からの要望とかを、そのときは交番の方は上げられたらどうですかということも言われてきましたが、それはもう必要ないというふうに考えてよろしいですかね。わかりました。

特に、あそこは製薬方面に行く車の方が、朝意外と、あそこ30キロなんですけど、非常に通学路であるにも関わらず、また、道が狭い割には一方的に西の方向に行く車が非常に多くて、私も毎朝、いろいろ心配だなというところありました。

また、あそこ改善していただければ、早急にさせていただきたいと思っております。あ



りがとうございます。

じゃあ、2番に移りたいと思います。

今、小犬丸上区のことをちょっと言いましたけど、その他の町内で安全対策が必要であると思われる箇所について、もしあればお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

町内の安全対策が必要と考える道路につきまして、まず、優先順位が高いと思ってる所から説明いたします。

スーパー川食から楡生につながる町道幸子楡生線は路側帯が狭く、また、一部小学校の通学路となっているため、歩行者の安全確保対策が必要と考えております。

豊前警察署及び道路管理者にも、現在、相談をしております。一部歩道を設けるように、その地権者とも交渉を、今、いたしているところでございます。まとめれば、歩道、通学路の部分について、歩道ができるのではないかとというふうに期待をいたしております。

次に、直江の五差路、変則の五差路交差点から、別府につながる町道直江中村線につきましては、速度超過の車が多く見られております。それにつきましては、今現在、県道、県界道路ですね。山内吉富線が延伸して、高架橋のほうにぶつかる工事を進めておりますが、それによって、ちょっと流れが変わってくるのではないかなということをご期待しております。

この道路につきましても、いろんな道路に、いろんな危ないとか、危ねーとか、そういったところをして、交通速度の抑制を、今、いたしているところでございますが、そういったところが危険なところだというふうに思っております。

その他、町内には狭い道路が多く、交通事故防止には、運転者への意識啓発を図る必要があり、引き続き道路交通安全の意識啓発を推進するとともに、毎年、予算に計上させていただいております交通安全施設工事費により、区画線、カーブミラー、ガードレールの設置工事など、安全対策を実施しております。

しかし、一番効果的と思われるものは、警察の取り締まりではないかと思っておりますので、警察と連携した安全対策を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。特に今、2つ具体的なところを上げていただきました。もちろんまだ町内を見直せば、狭い道路も多いですし、しかも交通量がどうしても多い地域もございますので、特に今挙げた2点は、まずしていただいて、またそれ以外の危険と思われる場所も、なるべく早目に対策していただければと思います。ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 皆さん、お疲れさまです。9番、丸谷一秋です。通告に基づいて質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

1、東部県界道路の整備促進について。東部県界道路の整備進捗について、現在、鋭意整備を進めていただひています。事業進捗について、町も県の働きかけ等と大変な御苦勞をされておると思ひます。

そこで、確認のため2点、担当課長に御質問させていただきます。

①現在の事業進捗について、平成15年ごろ、この事業計画が持ち上がり、その後町においても、近隣市町村や議会とともに、福岡東部県界道路建設促進期成会を立ち上げ、促進に努めて、県国へ働きかけ等を行ってきました。

その後、現在の整備区間が具体化され、地域説明会を開催して事業に着手し、現在に至つていますが、私が思うのに、少し当初の計画日が遅れておるませんか、伺ひます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

東部県界道路の、まず進捗状況につきましては、京築県土整備事務所に確認しましたところ、現在計画決定しておる県道中津豊前線から、町道小犬丸黒川線までの800メートル区間についての進捗率は、事業費ベースで約82%、用地の面積ベースで約99.6%の状況にあり、当初の計画よりは若干遅れておるます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） それでは、完成までを何年程度時間が必要か、見通しで結構ですので教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 事業完成予定につきましては、国からの予算の状況にもよると思ひますが、平成32年度中の完成を目指しておるということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 遅れてはないということですかね。わかりました。ありがとうございます。

我々町民は、一日でも早い完成を待ち望んでおるます。現在の通称並木道路と呼ばれる上毛町か

ら県道が、くらやさんのところで旧国道と交差しているため、製薬道路方面に行くためには、旧国道の直江交差点を迂回しなければなりません。

この事業は完成すると、直接に製薬会社方面へ乗り入れが可能となり、朝夕の出勤どきの渋滞の解消ができ、また地元の方々も直接国道方面へ出ることができる等、はかり知れない利便性の向上につながります。

町においても、以前のような県国へ働きかけを行い、事業促進に努めて、一日でも早い完成に努めていただくことをお願いします。町長、お願いします。いかがですか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、議員さんから言われましたことは、私どもも一生懸命努力をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。次、行きます。

2、職員の飲酒運転防止の取り組みについてでございます。

福岡県では、平成18年に、当時福岡市職員であった男性の飲酒運転事故により、海の中道大橋で3人の幼い命が失われるという痛ましい事故が起きました。飲酒運転関連事故などの重大な社会問題となり、この事件を契機に、平成19年には道路交通法が改正され、飲酒運転とひき逃げの罰則が強化されました。

その後、福岡県において、平成24年に飲酒運転撲滅条例が改正されました。飲酒運転者の違反へのアルコール依存症の受診指導や飲酒運転撲滅宣言企業連合の店の登録拡大など、飲酒運転の撲滅に県下一丸となり取り組まれています。

条例施行から3年目を迎えた平成27年には条例が改正され、「飲酒運転で検挙されたものには、全て初回からアルコール依存症に関する診療等を義務づけること」と、ほかに「飲酒運転に関する警察への通報を全県民の努力義務とする」という項目が追加されました。

福岡県下全域で飲酒運転の撲滅を推進していますが、吉富町では町民に対する啓発など、現在どのような取り組みを行っているのでしょうか。担当課長より御説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

職員の飲酒運転防止の取り組みという御質問でございます。

職員に対しましては、飲酒の機会が多い年末年始を控えた12月初旬に、毎年、庁内LAN掲示板で飲酒運転撲滅の喚起を行っております。また、年末の町長挨拶の折にも、総務課長から口頭で注意を喚起しております。

なお、吉富町職員懲戒処分の指針というのがございますが、この中に、飲酒運転に対する懲戒処分の種類を明示しておりまして、この指針を職員に周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 業務上、町職員がアルコールを伴にされたり、行くことや、懇親会などで飲酒する機会があると存じますが、その際はどのような方法で飲酒運転を未然に防ぐ対策を講じているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 職員に対しましては、先ほど申しましたように、飲酒運転は絶対にしないようにということを言っております。職員だけじゃなくて、やはり町が、吉富町自体が迷惑をこうむる。住民に対して迷惑をこうむるということでございますので、しないように十分申し上げているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。

万に一つもないことと思いますが、もし町職員の飲酒運転が発覚した場合、どのような罰則規定があるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

先ほど申しました吉富町職員懲戒処分の指針の中に罰則を規定しております飲酒運転につきましては、「ア、酒酔い運転をした職員には、免職または停職とする。この場合において、人を死亡させ、または人に傷害を負わせた職員は免職とする。」「イ、酒気帯び運転をした職員は、免職、停職または減給とする。この場合において、人を死亡させ、または人に障害を負わせた職員は免職または停職（事故後の救援を怠る等、措置義務違反をした職員は免職）とする。」「ウ、飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度を考慮して、免職、停職、減給または戒告とする。」というふうに決めております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ただいまそういう規制をお聞きしましたが、全国飲酒運転件数が増加していることが考えられます。飲酒運転の危険性を今後も忘れることなく、飲酒運転ゼロの

町吉富町をつくっていきますようお願いいたします。

次に行きます。一般質問の進捗状況について。

本日の質問の趣旨ですが、一般質問の進捗状況、その後の取り組みや方向性についてと、大きくはこの2点であります。理由は一般質問への発言と責任であります。やはり一般質問の重要性は3つあると思います。

町政運営、適正に行っているのか、監査機能。2つ目に、町政の政策課題をめぐる提案、政策提案機能。3つ目に、議事録に残るということではありますが、私自身、その責任をしっかりと果たしているのか、見直す意味も込めて質問を行いたいと思います。

①田辺三菱製薬工場から購入した土地の有効利用策として、企業誘致をしてはどうかと質問しましたが、そのときの答弁では、今後の活用については、関係者、各課とも協議を重ね決定しますということでしたが、どのような協議をなさいましたか、進捗状況をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

延命社宅跡地は、平成25年4月12日に、町へ所有権移転登記が完了し、取得目的である多目的用地として管理しているところでありますが、この土地につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律より取得したものであります。

この法律の目的に従って適切に管理しなければならないとされ、買い取り目的以外の使用については、取得後10年を経過し、かつ都市再生整備計画などの事業用途として記載されているものに限り認められていることから、引き続き多目的広場としての利用、並びに管理をすることとしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 前回の答弁では、企業誘致については仕事の創出が、地方創生のために重要なポイントである人口減少と、経済縮小の拡大として地方に仕事をつくり出すことで、地方に人を呼び、町に活力を取り戻すために、本町において企業誘致を一つの柱として取り組みたいと答弁してありますが、内容としては、この企業誘致のことについては何もございませんか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほどの、この田辺三菱の住宅の跡地でございますが、産業建設課長が、今、言いましたように、公拡法等の制限がかかっている間は、そういうふうに適正に管理をしなければならないものと思います。

その後なんです、町のほうも企業誘致ということは重要な施策として考えてますので、その

後にはそういったことも粛々と考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） この土地については、かなり時間がかかっていますし、しっかり協議を重ねて決定してくださるようよろしくお願いします。

次に行きます。4番でございます。

○議長（若山 征洋君） ええ、違うでしょう。丸谷議員、②やろ。3の②。玄光院のところ。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ああ、済みません。失礼しました。

②小犬丸の玄光院旧グラウンド・ゲートボールの跡地は、どのように進んでいますか、進捗状況を伺いたい。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

一般質問後の進捗状況についてということでございますが、昨年3月の平成29年第1回議会定例会におきまして、議員さんから小犬丸玄光院の旧ゲートボール場跡地は、どのように考えているかとの御質問をいただいております。

その際の回答といたしましては、玄光院は、旧ゲートボール場とグラウンドともに、住宅分譲地として適していると考えておりまして、定住化を促進するためにも、住宅用地として活用を進めてまいりたいと申し上げたところでございます。

今回、その後の進捗状況でございますが、よりよい条件で売却をするためには、周辺の道路などインフラ環境の整備が必要と考えておりますので、平成30年度、当初予算において計上いたしております狭あい道路事業で実施予定の小犬丸玄光院線の道路改良工事、これの進捗状況等を見極めながら、売却に向けての準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 周辺の道路など、インフラ整備状況等を見極めながら、よりよい条件で分譲地売却に向けての住民のため、今回、小犬丸道路の予算でよろしいですね。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） では、企画財政課長がお答えしましたように、インフラ整備と合わせてということでお答えしました。

現在、県道吉富港線から玄光院へ侵入する道路の拡幅工事につきましては、両地権者2筆で、2件物件がございますが、両方とも道路の拡幅については同意をいただいております。

ただ、もう1件の方が、仕事の都合上御遠方で、道路の拡幅については同意はいただいたので

すが、その方も高速道路の建設現場で、なかなか連絡がとれず、町との売買契約等が、なかなか連絡がとれない状況でございます。

夏のお盆に帰ってきたときに、こちらに出向いてくれるということでお待ちしておったのですが、なかなかこちらにはお見えできないということで、現在も連絡はとっているのですが、なかなか相手との連絡がつかないという、今、状況にあります。

ただ、今年度中に30年度予算で狭あい道路として整備するというので、予算を計上しておりますので、一日も早く契約にこぎつけるよう努力したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） そういう事情があるのは知らなかったですが、これを解決した場合、分譲地の販売は、大体いつごろの予定ですかというのとは聞こうと思いますけど、今はそういう事情があることはわかりませんでしたので、次、先に進めてもらいたいと思います。

次に行きます。

次は肝炎対策についてを伺います。

国は平成28年6月30日、肝炎対策の推進に関する基本的な指針ということで、これを改正し、肝炎の検査体制の強化と陽性者の受診促進の強化を推し進めようとしております。肝炎ウイルス陽性者の早期発見をするために、取り組みは大事であり、B型肝炎及びC型肝炎は、適切な治療を行えないまま放置していると慢性化し、肝硬変や肝がんに行進する恐れがあると言われております。

吉富町では、どのような対策をしていますか。この肝炎ウイルスの検査に関する普及啓発について、どういったことをしていますか。それで、吉富町でいろいろ対策をやっているということを知りました。

まず、この肝炎のウイルスの検査に関する普及啓発について、どういったことをやっているのか、そこからまずお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

肝炎ウイルス検査につきましては、町では既に国に先駆け、B型肝炎は昭和57年から、C型肝炎は平成8年から40歳以上の方に実施しております。

検査は、過去に検診を受けたことがない希望された方に、1回のみでございますが、検診しております。なお個人負担等はございません。健康増進事業として実施しているところでございます。

周知につきましては、広報よしとみ、ホームページへの掲載や、検診対象者への個別通知にも

明記させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） そうして、助成事業についてお聞きしたいんですが、県も町もあるでしょうけれども、今、課長が言ったように40歳以上は無料というの、自分も知らなかったのですけれども、こういった検査や、やっぱりいろいろ広報を通じて、知らない人が多いので、ぜひともやっていただきたい。

この説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど述べたとおりでございますが、健康増進事業として、過去に検査の受けたことのない方、40歳以上の方に無料で実施しております。

周知につきましては、広報よしとみホームページへの掲載、そして検診対象者への個別通知のときに明記しております。

福岡県につきましては、感染症法に基づく、特定感染症検査等による肝炎ウイルス検査ということで、これも過去に検査を受けていない方が、県と契約をしている医療機関のほうで受けることができます。これも県ではチラシによる周知、ホームページによる周知で掲載をしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） それから、県が行っている助成事業として、重症化予防事業というのは、どういうのがあるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

県のほうでは、肝炎医療費助成ということで、抗ウイルス療法でございます。早期治療のために行うもので、患者の世帯の所得に応じ、自己限度額でございますが、原則1万円から2万円に軽減するような助成事業を行っております。

また、町や県が行うウイルス検査で陽性になった場合には、初回精密検査費用の助成や、検査後の定期検査費用の助成などを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員、3回行きましたから。

○議員（9番 丸谷 一秋君） いいですか、もう一回意見だけ。

肝炎から肝硬変やがんへの移行者を、できる限り減少させるように取り組みをお願いいたします。



以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は14時35分とします。

午後2時24分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き再開いたします。

横川清一議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川清一です。通告に従い、質問いたします。

まず第1、教育行政についてで、特に小学校の児童の見守り活動、それと学校運営協議会についてを質問いたします。

まず1番、児童の見守り活動の現況と課題についてを質問いたします。

現在、小学校では児童の見守り活動をどのような形で行っていますか。現況報告をお願いいたします。また、課題となるようなことがあれば、併せて説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。現在、児童の見守り活動の現状ということで、学校では、学校の教員及びPTAによる見守り活動を行っております。毎月1日、20日を登校指導日としまして、教員が街頭指導を行うとともに、PTAでは、日時は定めずに自分のペースで下校時の見守りを自宅周辺の危険箇所で行っていただいているところでございます。

課題ですけれども、やはりその子供の見守りというのは、学校あるいは保護者のみでは十分行えません。登校時、下校時というのは学校の先生あるいは保護者もお仕事をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、十分その中では行えませんので、そこが1つ課題になっているところでございます。また、一般的に児童の登下校時の事件、事故は、下校時に多く発生しているというところがございます。ですから、学校といたしましては、教育委員会も含めてですが、今後、この下校時を中心とした児童の見守りをどのようにやっていくかということが検討になっておりまして、今年度、吉富小学校に設置しました学校運営協議会でも、その辺のところは課題となって協議をされております。

30年度の活動計画の中では、下校時の児童の安全確保の取り組みということで、見守り活動を計画しているところでございます。

地域の方々に子供の見守りをしていただくという観点から、先日も自治会長会の中でも、子供の様子の情報提供を求めるとともに、地域ぐるみの子育てをお願いしたいということで、現状と課題ということでお答えをいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今、教務課長から地域との連携が今後の課題であると、学校運営協議会の中でも話されたとお聞きしました。

二十数年前、小学校では子ども110番の家という活動をしておりました。これは、子供たちが何か事故に遭いそうなとき、すぐに駆け込めるように、特に通学路沿いの民家や店舗に協力をいただくというものでした。この活動は既に中止されたとのことですが、新たに再開させて、児童の見守り活動を充実させてはどうでしょうか。その考えはありませんか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 子ども110番の家ということで、今横川議員さんがおっしゃったのが、平成9年前後だったと思います。町内の家庭や商店に「子ども110番の家 緊急連絡場所」として、玄関先にシールを貼って、子供に何か危険があった場合には、その110番の家のシールを目印にそちらに助けを求めるようにということで、全国的に子供、児童の事件、事故が多発したことを受けて展開された制度であると思っております。

現在の活動につきましては、追加で設置をする、あるいはこの子ども110番の家の周知を行うということも行っておりません。今後につきましても、どういう形になるのか、こういう形である意味子ども110番の家だということ、ある家を指定をしてという形で設置するのがいいのか。やはり、なかなか今もう共働きの家庭もふえておりますし、自宅にこういう家庭、一般の家庭にこういう設置をしましても家に大人がいない場合もありますので、どういう形で子供に、自分の登下校時に身の危険を生じたときに助けを求めるのがいいのかは、今後ちょっと検討はしていきたい。方法については検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今すぐ、この活動を行えということはありませんが、隣の上毛町さん、あるいは中津市さんでは登下校のときに子ども見守り隊ということで、各主要な交差点において交通指導を行っております。今後の課題として、学校運営協議会の中でもいろんな角度から討論されるでしょうが、そういうところも参考にされ、地域との連携を深める意味においてもそういう活動を取り入れていただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

横川議員さんがおっしゃるように、やはりもう地域との連携というのは欠かせないことだと思っております。今現在もそれぞれの分野の方々、吉富町防犯組合の方あるいは交通指導員の方々

が子供の通学路、危険箇所の交差点に立ってとか、あるいは町内を巡回して見守りを行っていた  
だいておりますが、学校運営協議会、いろんな団体の方が委員として入っております。そういう  
方々も経由して、住民の方に協力をいただきながら地域と連携して、子供の見守り活動は行って  
いきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 意見としてですが、今後の活動については、そのようにまたいろ  
んな対策を練っていただきたいと思えます。

また、教務関係ではありませんが、総務課のほうでも青色パトロールという活動をしておりま  
す。そういう方々は、学校の下校時にその地域をぐるっと回って児童さんを見守っているという  
活動もしておりますので、また各連携強化されて、課と話し合われて、そういうところを進めて  
いただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

学校運営協議会の現況と課題についてを質問いたします。

昨年度からコミュニティスクールが始まって、1年がたちました。その総括という意味で、今  
までの取り組みとその成果、また何か課題があれば併せて説明してください。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） それでは、学校運営協議会のまず現状について申し上げます。

学校運営協議会の現状でございますが、吉富小学校では、昨年5月1日に学校運営協議会を設  
置いたしまして、同日付で委員14名を任命しております。

初年度である本年度は、まず学校のことを委員さん自身が知ろうということを主眼に置きまし  
て、5回の協議会を開催、学校の現状や課題を把握して今後、学校が掲げる教育目標の実現に向  
け、どのように地域と連携していくかの方向づけを行う年度となりました。

本年度行った活動といたしましては、5回の協議会の会議のほか、昼休みの見回り活動6回、  
授業参観3回、大運動会等の行事の参観、2回の委員の研修会への参加を行いました。

成果といたしましては、子供の生活態度の落ち着きが見られるようになったということが挙げ  
られると思えます。また、廊下環境等の改善が図られ、より安全に配慮した環境になったように  
感じております。

課題といたしましては大きく3点。1点目が具体化という課題でございます。いつ、どのよう  
な活動に対し、どのような方を何回お願いするかというような、具体性を持った計画を来年持て  
るようにしなければならないという、具体化の課題があります。

それから2つ目の課題といたしまして、周知徹底という課題でございます。まだまだ、町民全

体への認知度が低いというふうに感じております。吉富町の皆様に、この運営協議会の意義や内容等について、幅広く周知徹底をする必要があろうかと思えます。

3点目の課題といたしまして、拡大化という課題がございます。学校の教育活動に協力していただく方、先ほども出ておりますが、子供の安全確保の取り組みに協力していただける方等々を、さらに町民全体に広げて拡大していく。そういう方向での取り組みをしていかなければならないというのが課題でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 初年度としてはまずまずの船出だったと、そういう感想を私は持ったんですけれども、今後とも学校運営協議会をフルに活用して、学校の運営に新しい風を吹き込んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。子育て支援事業について、放課後児童クラブの現況と課題についてをお伺いいたします。

我が町では、子育て支援については、さまざまな分野でさまざまな事業の取り組みが行われております。他の自治体と比べ、先進的な町であると確信し、誇らしく思っているところです。さて、放課後児童クラブ事業については、施設も充実し、対象学年も拡充して、保護者の方々から大変評価されているところです。また、ことし新年度から法人への業務委託が決まり、運営組織が変わります。担当課では、長年の事業での取り組みについて、総括されたと思います。そこで、この事業の現況と、何か課題があれば併せて説明してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

現状としましては、先の議会において、債務負担行為の折で御説明しておりますが、放課後児童クラブは平成28年度から直営で行っております。以前は、町内の個人組織に一部委託をしておりましたが、高齢化等により事業の継続が難しいということで、町が直営で運営をしておりました。

近年、御存じのとおり、支援員の確保が困難となる、定員数を減らさなければならないような状況になりました。課内で検討を重ねた結果、平成30年から一部業務を委託するものでございます。現在、新しい体制づくりに向け、準備中でございます。

課題としましては、平成30年度で放課後児童クラブの待機者が3名ほどいらっしゃいます。そういう待機者の解消が課題かと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今、担当課長から説明がありましたが、支援員の確保が難しかった。あととし3名の待機者がおられるということでした。

さて、この課題については、その改善策を含めたものが委託先との業務内容に反映されているのか。そういう点では、担当課ではどういうふうと考えられておりますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

人材確保が一番のネックでございましたが、その点につきましては、たくさんの応募があって、その中から選んで職員等が決定をしております。

先ほど申した課題でございます、この待機者の課題につきましては、定員が120名ということになっておりますので、あと、大体夏ごろまでには毎年数名の方がやめられていって、待機者の解消になっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員、3回目です。

○議員（5番 横川 清一君） この事業の業務内容については、従前と変わらないとお聞きしております。仮に、委託先が何か新しいサービスを始めたい、計画されたときに、町の方針または基準等に合致すれば可能なのでしょうか。そういうところを説明していただけますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 御存じのとおり、放課後児童クラブは学校の終わった後の放課後の時間を、安心安全のための確保でございますので、特段そこで、どういうサービス内容といいます、趣旨がわかりかねますが、特段学習支援を有料で行うとか、そういうのがあればまた町と協議すると思いますが、我々は今想定するのは、現在、過去から踏襲しておりましたこの放課後の子供の安心安全の確保のみの事業を継続をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 新しく業務委託されたことで、保護者の方々も少し不安があると聞いております。担当課といたしまして、その不安を払拭されるようバックアップ、アフターケアをよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

エコなまちづくり事業について、3010運動の推進についてということで、現在、食品ロスの問題が大きくクローズアップされております。そこで、食品ロスを減らすため、3010運動というのが全国的に実施されるようになりました。この運動については、担当課に説明をお願いしますが、この食品ロスを減らす取り組みが進めば、いずれ家庭にも浸透し、資源の大切さを実

感じ、ごみの減量にもつながると大いに期待されています。ぜひ、我が町でもこの運動を積極的に進めていただきたい。担当課では、この3010運動をどのように評価し、今後どのように取り組むのかお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

3010運動とは、食品ロスを減らすための運動です。宴会などで、初め30分、終わり10分は席に座って食事をし、食べ残しを減らしましょうという取り組みです。日本国内では、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなどにより、捨てられてしまいます食品ロスが国民一人当たり毎日おにぎり1個から2個分が発生していると言われております。

この大切な食べ物を無駄にしていることは、もったいないだけではなく、ごみの排出量をふやすという環境負荷を増大させております。福岡県でもこの3010運動に取り組んでおりましたが、本町では、過去の広報に掲載し、啓発活動を行ったぐらいでありました。本格的な取り組みは行っておりませんでした。しかし、今回3010運動につきまして調べましたら、個人でも簡単に組み合わせて、食品ロスへの効果が出ているということがわかりました。それに伴いまして、今後、積極的に取り組んでいこうと思っております。

3月4月は送別会や歓迎会が行われることから、まずは役場の職員からこの3010運動を実践していきたいと思っております。

また、町内の飲食店を初め、従業員の多い事業所には3010運動のチラシや協力依頼の文書を配付などして、3010運動を推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 担当課長より、大いに進めていくという返事をいただきました。

ありがとうございました。

年度末でありまして、3月、4月は本当に歓送迎会や花見など宴会の機会が多くなります。なるべく私も多く参加し、大いに実践し、情報発信をしていきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、久しぶりに質問最後の8番、山本です。時間もありませんので手短かに進めたいと思っております。

まず、1番です。暴力的組織と認定の法的な根拠。条例や規約などがあるのか。先ほど同僚議員たちが多々質問されておりましたが、その中で何度か出てきた言葉に、暴力行為とか脅迫とい

うものを説明、答弁されておりました。

この件に関して、刑事告訴など法に基づく対応は行ったのかも併せてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） では、質問の刑事告訴等はやったのかということにつきましては、いつでも相談できる状態にはしておりますが、まだ警察へはそういったもののことはしてはおりません。

それから、法的根拠は、条例や規約などはあるのかという御質問につきましては、特にはございません。午前中申し上げたとおりの理由でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明がございました。そういうものはないと。

これらについてちょっとお聞きしたいんですが、これらは、一方的に呼称の対象とされた方々に対しての人権侵害ではないのかということがまず1点目。この人権問題に対しては、人権担当である住民課長にお聞きします。

2点目、この呼称、行為について、お孫さんや子供さんを初め、親戚関係がある子供たちへのいじめとか、仲間外れなど起きた場合、起き得る事態に関して、教育部局の責任者にお聞きしたい。起きる可能性がある問題と、その子供たちが受ける心的影響に関してどう思われるか。何か対処を考えられるか。考えておられるか。これ、教育長にお聞きしたい。

3点目。関係する方々への風評被害、営業への被害。それらを受けたり、受ける恐れがある家族や親族など、関係者に起こりうる問題はどうか。事故がないときに、あったらというようなことに対してお答えは難しいかと思えます。と、前回町長は答えましたが、そういうことは聞いておりません。これを決めつけた、認定された本人、決めた町長がこの件についてお答えください。

その3つを合わせてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 人権侵害に当たるか、当たらないかということにつきましてお答えいたします。

今の状況で、これがちょっと当たるか当たらないか、ちょっと私自身ではちょっとまだ判断できません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 非常に難しい質問でございますが、ちょっと質問を、もう1回お願い

できますか、申しわけないんですけどいいですか。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） じゃあ2点目の分です。

今、この暴力的組織と認定という言葉に関して、午前中の議員さんが言っていましたがお孫さんなどが「おじいちゃん、暴力団なの」とかいうふうなことを言われているそうです。それで、もしこのことがお孫さんや子供さんを初め、その他の方がこれをもとに学校でいじめとかあったとき、仲間外れがあったとき、そういう可能性があるんじゃないか。あるかもしれない。

そこについて教育長はどう思われますか。もしくは何か考えておられますかということです。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 私は、直接そういう言葉は聞いておりませんが、そういう事案が出てきたときに、どういう気持ちであるのか、子供の気持ち等を聞きながら、その子に対して、応じた対応を考えるよう指導していかなければいけないなというふうには考えております。

以上。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、山本議員が御心配されるような事案がありましたら、ご本人さんがきちっと子供さん、お孫さんに事情をお話して、何が真実かをお話すれば解決する問題だというふうに考えております。

以上です。（「それ2点目やろ。3点目」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 風評被害ですね。なぜ起こったかということを考えていただければ解決するんだと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これを認定されたのは町長であると。解決するのは自分たちでやれというふうな説明かと思います。

ちょっとこの件は、後につながりますので次に行きます。

その組織、いわゆる組織ですね、今回は私質問には書いていなかったんですが、午前中から何度も漁業協同組合という名前が出ていますので、あえてこの漁業協同組合と今後のかかわり合いについてお聞きしたいと思います。

町としては、暴力的な組織は毅然とした態度を持って適切に対応しなければならず、そのような組織と行政が信頼関係を構築できるまでは執行できないと判断と、前回答弁されておりました。きょう午前中も似たような形だったと思います。



その中で、ここに漁協の方たちからいただいた資料、これ多分、議員全員持っています。1点目が組合長あてに、吉富町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員の委嘱について。というものが1点あります。これが2月1日付です。もう1点、同じように組合長あてに、狂犬病予防注射に伴う場所使用について。これが2月9日付で出ております。

これら2点ですね。これら2点の行政文書、通達というものは、どう判断すればよろしいのでしょうか。相手側から来るものは先の理由で拒む。しかし、行政側からの、町からの依頼、行政権限の行使は一方的に通達。このダブルスタンダード的な行為、これはどうなんでしょう。議会として、議場で説明。法と条例に基づいた根拠について説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。最初にありました、まち・ひと・しごと有識者会議の委員の任命についてでございます。企画財政課が担当してございますのでお答えいたします。

この有識者会議につきましては、28年度末で有識者の組織が一度任期が切れてございます。この29年度の地方創生のこの事業につきまして、この1年間の検証をしていただくということで、この3月末にそういった有識者会議を予定しているところでございます。委員といたしましては、前回も同じような委員さんに委嘱をお願いしているところでございまして、前回、漁協の組合長さんにも入っていただいたわけでございます。同じように今回も、漁協の組合長さんのほうをお願いをしたところでございますが、それを受ける、受けないは組合のほうで考えることだと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 狂犬病予防注射の会場につきましてですけど、これは毎年、狂犬病予防注射につきましては、漁協の敷地内で注射を行っております。場所につきましては、地域住民の方も毎年同じ場所ということで認識してもらっておりますので、トラブル等を避けるために同じ場所を提供をお願いしたわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、担当課長からお二つお答えをいただきました。

先ほど、受けるか受けないかはその方次第であるというふうな説明でしたが、それはちょっと順番が逆ではないですかねえ。午前中の答弁を聞く限りでは、そういうところとは協働しないということをおっしゃっていました。ですから、これを頼むこと自体がおかしいのではないかなと、私は思うんですが。

もう1点。狂犬病の予防注射の場所についてですが、いわゆる反社会的行為という説明を午前中されていました。そのような場所をお借りするのは町としていかななものかと、一方的に。そういうところを使ってよろしいものなのか。

ちょっとその辺について、町長どう思われますか、一言どうぞ。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 議員さんから御指摘をいただきまして、そういう場所が適当でないという議会の皆さんの考えであれば、場所を変えるだけの話であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 場所を変えとか、変えないとかではなくて、今これ出したことについて、先ほどのからの説明、これ9月からずっとやっているわけです。もう今回3回目なんです。3議会目です。私も同じことを何度も言いたくはないんですが、そういうような、9月から延々と続いている町のスタンスと、いわゆるこのスタンスが、ダブルスタンダードではないんですかということをお聞きしているんです。ここがいいとか悪いとかいう話は、私はしていません。ダブルスタンダードでないですかということをお聞きしているんです。もう一度よろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私どもは全くそういうことは考えておりません。（「考えておりませんというのは、これを考えていないのか、今ダブルスタンダードじゃないという……」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） ダブルスタンダードとは考えておりません。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この辺は、また堂々巡りに陥っていきますので、淡々と行きたいと思います。

漁港航路の浚渫について。これも、午前中の議員が何度も聞いていました。午後の議員でも多少聞いた方もいらっしゃるかと思います。

この漁港の航路の浚渫を最終的に行うのか、行わないのかということをも、お聞きしたいんですが、その場合どうすれば、どのようにすれば行うのか。協力関係が築けたらいつかしますという答弁ではなくて、どうなればするようになるのか、まずは。条件があるのか、何か。そういうものでちょっとお聞きしたいんですが。期限を区切って。

結局、一番困っていることは、全部の議員皆さん質問者も同じなんです。

困っている方がいる。とにかく町としても導線である航路が使えないことは大変であると。しかし、執行部は何度も言っているように、浚渫はしなければいけないということは認識している。それはわかりました。では、どうすればやるのですか。どうなればやるようになるのですか。そこがない限りは多分これ、堂々巡りがずっと続くだけなんで、時間だけがもう、むなしく過ぎていきますから。

私はその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） どうやればするのかということで、じゃあいつやるのかということ。

午前中にも答弁しましたように、再三の答弁ですが、漁業協同組合と真摯に水産振興、漁業振興に向き合うということがなければなかなかできるものではございません。ただ、条件というものではございませんが、私が平成26年に産業建設課長になってから、漁港内のコンテナ、浮棧橋、カキ小屋等については、漁港の使用を条例どおりきちんと使用していただきたいということは申し上げていましたが、それをする必要はないと、関係ない、そういった発言で一切の私たちの要請には耳を傾けてくれませんでした。

航路の浚渫とそれはまた別な問題ではありますが、やはり何度も申しますように漁業協同組合と町がお互いしっかりと議論して、水産振興、漁業振興に向き合わなければならないというふうを考えておりますので、そのような日が来れば、私は浚渫はできるものというふうに思っておりますので、いつやるかっていうのは現段階ではお答えする状況にはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また、堂々巡りに戻っていつているようなので、私もこの件は直接担当とか何か、詳しいわけではありません。話を最初に聞いた段階で、一番最初に聞いたのは、午前中の議員さんも言っていましたが、組合長の交代というふうに言われたということでした。しかし、町長はその後役員さんが一新しなければやらない、あなたたちとは協力できないというような説明を町長室でやられたという説明でした。ですから、それがいわゆる条件と言っては、条件なのかどうか知りませんが、少なくとも信頼の構築の基準なのかなと私は聞いていたんですが、今の説明ではそうではない。もう少し先があると。いわゆる漁港のコンテナやそういうものを話し合った結果、今までそれをやっていないんで、それらもやらなければやらない、これが信頼の構築に当たらないという説明だと思います。

ということは、これ何か条件か何か出さんとどうもならないんじゃないですか。例えば、組合長が交代と思って、組合さん側は組合長をかえた。本人の自己都合か何かわかりませんが、先ほ

どの説明では。では、これ例えば町長が言われていたように役員の一新ということで、役員を一新したところで今の説明であればそれだけじゃ足りませんよというふうに、結局しないという話になるんじゃないかなと思うんです、今の説明では。

いつ、どのようにすればするのかというけど、いつやるかは決められない、わからないという話であれば、もう多分これは永遠、堂々巡りになるんでしょうねえ。要はどこかで町が、組合関係なく自分たちでやりたいと思ったときにはやるかもしれないけれど、そうでない限りは少なくとも今の段階では一切やらないというふうに聞こえます。

どうなんですか、町長、条件か何か先に出さない限り、これ前に進まんのかなと思います。それとも、町長としては、もうずっと浚渫をする気がないというふうに決めてしまうのか。その辺をちょっと先に教えてください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私が組合の役員さん方にお話したのは、まずは民主的で健全な組合になっていただきたい。そのためには、今おられる組合長以下役員さんが一新するには変わるのが一番いいんじゃないでしょうか。民主的に役員を選挙ちゅうか、選んでいただくのがいいんじゃないでしょうかということをお話しました。

また、それだからそういうふうに役員が変わったから、じゃあすぐできるかということではありません。先ほど課長が言いましたように、組合が規範意識を持ってきちっとした対応、また、漁港の利用についてもルールをきちんと守ってやっていただくというのも一つの前提だろうと。

じゃあ、それをやったからいつするのかということでしょうが、それはまだ何も決めておりません。取引もないし、条件提示もありません。また、条件闘争をする気もありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、町長から浚渫はしないということを言っていたいたんで、そのほうが早いのかなと、そうしないとこの質問は、またずっと皆さんも続けていくと思いますので、今の話であれば、とりあえず浚渫は行わないということが決定されたということで考えたほうがいいのかと思います。

次の質問にもう移りましょう。

災害時の救助、支援などの支障について。先ほど、前半、午前中ども同僚議員が聞かれていましたので、それでいいかなと思っていたんですが、水陸両用車の話が出ていました。前回、県の総合訓練のときは、大地震や風雨による災害を大前提としていたと思います。その他にもいろいろな想定はされているんでしょうが。今、先ほど言われたその部分はいいんです。水陸両用車の部分ですが、これは孤立集落の避難訓練ということで、たしかやったんだと思います。

風雨による災害、先ほど空路でやられるということを前提と言っていました、風雲による災害のときに、空路、ヘリで支援ですとかこういう避難というものが可能なんでしょうか。

それと、水陸両用車は満潮時に送り迎えができるというふうな説明をしていました。これは、水陸両用車以外でも災害というのは満潮時を待って災害が起きるのでしょうか。例えば、すぐそこで人的に被害があった方、例えば命の危険がある方がいるときに、それ救助に向かう方がもし海からしか方向がない場合、満潮まで待つんですか。そんな方法でいいんですか。

仮に、この水陸両用車、満潮時と言われていましたが、全てどこからでも入れるんですか。多分入れないんじゃないですか、あれだけの重さがあれば。ある程度、航路の部分を通らなければできないと思うんですが、その航路を来た人がすぐにわかるんですか。吉富町の航路は。よそから来た方が。そのとき、多分この水陸両用車のときは、事前にそこを詳しい方々がここを通らないと通れませんよという説明があったんじゃないかと思うんです。それは、町のほうに報告は来ていないのかもしれませんが。ただ、これが大規模災害時にそのような悠長なことを言われるのでしょうか。

よく町長は、前回もこのような質問をしたときに、起きてもないことは想定できない、答えられないと言っていました、起きていないときに想定するのがハザードマップであり、防災対策です。吉富町はこれだけのいつも基金を使って、防災に関するいろいろやっています。これは起きてもないときにやるからなんです。そうでなければ、起きてもないことにお金をかける必要がありませんので、今後、災害、防災に対するお金は一切使わないほうがいいではないですか、起きてないんだから。そういう話になるんじゃないでしょうか。

ちょっとこの辺について、総務課長、先ほどの確認をお願いをしたいんですが、風雨による災害のときに、県の防災ヘリとかは飛んできてくれるんですか。防災担当ですからね。

それと、先ほど言った満潮時まで待たずに災害が起きたとき、人的被害があった時には満潮まで吉富町の防災というのは待つのですか。そこの2点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

昨年5月に行われた福岡県の総合防災訓練は、いろんな防災、いろんな災害を想定して訓練を行っております。

水陸両用車については、議員がおっしゃったように孤立した住民の方を船でも運べるということで行いました。

風雨を特定したわけじゃございません。風雨のときは、おっしゃるようにヘリコプターは難しいこともあると思います。ですが、あれは風雨を想定した訓練ではありませんでした、水陸両用車はですね。風雨以外でもこういった方法で助けることができますというものでございました。

吉富町の漁港に孤立して、あそこに人が孤立するという事は、どうなのかなというふうに思います。現実問題あそこで人が孤立して動けないというようなことが考えられるのかなというふうには今、私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。いわゆる、どこで何が起きるかという想定ではなくて、起き得ないという前提のもとでの想定をしているということでもよろしいですね。いわゆる、港ではそういうことは起こり得ないと。私は、起きたらどうしますかと聞いていましたけど、起き得ないという想定でもよろしいですね。

では、ちょっと次に行きましょう。

今の話につながるんですが、災害や人的被害、事故などが起きた場合、今起き得ないということになったんでしょう。しかし、そのことによってこの認定を行った町長もしくは町、町ということは町長ですから、このことに関して、何らかの、これ午前中にも似た、他の議員さんが似たようなことを言っていました、もし問題が起きた、事故ではなく人的被害など何か起きたときの責任、これはどうされるおつもりでしょうか。町長にお聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 災害等あるいはいろんな事故等で被害が起きたときに、その責任はということですが、それはその状況をよく調査をして判断をしなければならないというふうに考えております。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そういうふうにもた言われるなと思ったんですが、少なくとも、漁協にあるという、相手が悪いとは言わなかったんで、そこは少し一歩前進かなと思いますので、ちょっとその次に行きましょう。

漁業振興について。漁業振興、これもまた同僚議員が聞かれていたので似たような質問になってしまうんですが、今後どうされるのか。総合計画の中期計画ですね、これは30年度まで謳っております。これまで行うようになっているんですが、今回の当初予算は30年度予算で最終年です。エビ、アサリにかわる、何か町としての漁業振興や特産など何か考えられているのか。単純に行わないだけで終わるのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいんですが、総合計画中期計画の77ページには、漁業協同組合との積極的な連携を推進していく必要があるというふうに書いております。しかし今、町はこれができない状況にあるということではありますが、ということは、漁業振興は少なくともこの1年間ないし、30年度の最初の段階では行わないということでもよろしいのでしょうか。その辺も合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 漁業振興について、エビ、アサリにかわる何か考えているのかということについて、お答えさせていただきます。

新年度はエビ、アサリの補助金については計上はしておりません。じゃあ、何かかわるものはあるのかということですが、本来、エビ、アサリにかわるものっていうのは町ではなく漁業者自らが考えるべきではないかというふうに思っております。

そういったものが選定されれば、県の豊前海の研究所であるとか、町であるとか、それが適切なものであるかというのを協議が必要ではないかと思っております。町がこれがいいですよと提案しても、漁業者がそれが必要かどうかというのをまず一番に考えなければならないというふうに思っておりますので。それから、アサリにつきましては、以前から放流は必要ないというふうに漁業者は申しておりました。それは、何度か答弁しましたように、本来アサリを増殖するために放流したものが、数日で獲られてしまう。本来の目的じゃないことを漁業者はしていた。現組合長は、それもっと早くにそれはやめる必要があったと、税金の無駄遣いだというふうにおっしゃっておりました。それにかわるものが、ネット方式で稚貝を採取して、それを放流すれば、費用がかからずにアサリがふやすことができるのではないかということで、それを積極的に取り組もうと、現在その管理を組合はしているところであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちら辺もまた堂々巡りになっていきますので、また次に行きたいと思いますが、町の総合計画というのは、これは町の最上位計画であるというふうに謳っております。我々もそう聞いておりました。この中には、中間育成事業ということで、クルマエビとヨシエビが謳われております。放流事業としてガザミとアサリが謳われております。これは、町が決めた最上位の計画であります。今言われた説明では、誰かが言ったからじゃあやめましようということでやめられたそうなので、こちらについても大変残念ではあります。新年度に入って漁協に、漁協ではなく漁業振興ですね、私が以前から言っている漁業関係ということですから、これをどういうふうに町が考えていかれるのか、町のいわゆる海があり、山があり、川がありとかいうふうにいろいろ謳っている町の計画自体が、もう既に海はないという前提でやっているのかと思います。

この特産とかそういうものにして、関係して、次の質問にも関係してくるんで、また後でこれは言いますので、続いて行きたいと思っております、時間も余りありませんので。

駅前マルシェを初め、にぎわい事業とその推移についてお聞きいたします。

現在までの動員数。職員、出展者その家族など関係者以外の来訪者、来店店の推移とか。また、

どの年齢層、どんな年齢層とか、どの辺の地区、エリアの方が来られたのかともわかればお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

マルシェは吉富駅前整備後、JR利用者以外に人の姿を見ることが少ないことから、町の玄関口である吉富駅を核として、特に女性をターゲットとし、友達同士で、または家族を呼び込むことで、人の集う場所とすることを目的として、女子集客のまちづくり事業を始めたものであります。

その事業の推移につきましては、初めて実施した平成28年度の2回のマルシェは、珍しさもあってか多くの集客があり、盛況でありました。今年度も引き続き、7回開催し、天候に恵まれなかった回もありますが、期待したほどの集客がなかった回もありましたが、悪天候や寒い時期にもかかわらず来客があったことを考えますと、県内外に吉富町への取り組みが認知されつつあると感じております。

それで、集客数についてですが、たくさんの方が入れ替わりとなることから、実数を把握することはできません。また、職員、出展者とその家族、関係者以外の来客を把握することまでを出展者には求めておりませんし、私たちもそこまでの調査はしておりません。来客総数についても、複数の店舗で購入した方もいますので、正確な数字にはなりません。多い回は、購入者は約1,100人、少ない回でも約330人の購入者があったと報告があり、家族連れが多く見受けられましたので、推定ではありますが、実数としては2倍以上の集客はあったのではないかとこのように考えております。

それから、どこからかというのは、アンケートを実施いたしましたが、アンケートを答えてくれる方が少なく、逆に町外の方はたくさんアンケート答えていただきました。12月で申しますと、豊後高田それから北九州、行橋から見えていただいたという方がいらっしゃいました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今、説明を受けました。

先日3月11日が今のところ直近のものだと思うんですね。この開催は過去最高のにぎわい、集客と売り上げだったとお聞きしております。約1年過去7回開催ということですか、たちますが、いまだにこのキャンペーン的なことを行わなければ集客ができないのでしょうか。これまず1点目。

2つ目。集客の目標は一体、大体何人なんですか。それは、このようにイベント、イベントと呼んでいいのかわかりませんが、イベント的なことをやった当日のみの集客を目標としてい



るのか。いわゆる、駅前のにぎわいというのは通常のことを言っていると私は思っていたんですが、平日はどれぐらいの人間を見込んでいるのか。目標にされているのか。ターゲットとなる客層も、先ほど言われた女性がメインということなんでしょうか。その辺についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、集客につきましては、駅前はJRの利用者以外にほとんど人の姿を見ることはできませんでした。少しでも人のにぎわいをということで、まず始めたのがチャレンジショップです。チャレンジショップに合わせて、翌年度、28年度にはチャレンジショップを2店舗追加し、併せてマルシェも開催いたしました。もともと何もなければ、駅前に来るっていうのはJR駅を利用する方以外に恐らくないだろうと思います。

その中で、チャレンジショップ3店舗が開店、オープンしてから、1日当たりの平均店舗への来客数で言いますと、約40人から50人ぐらい、購入者があります。月で言いますと、アンドカフェで言いますと月が約900人、アクセサリのオルオルで月に210人、たこ焼きのDOZO Cafeで530人ほどの集客がございます。これはマルシェの開催以外です。それに加えてマルシェを開催すればもっとたくさんの方が来ていただくと、3月11日のマルシェのときにはアクセサリのオルオルと、DOZO Cafeは売り上げが今までで最高であったと。アンドカフェについては、同様に一番の売り上げでありましたが、この3店舗とも、マルシェをしていただければより自分たちのお店が知っていただくということで、ぜひ今後も引き続き、続けてほしいということの要望が出されておりますし、次年度も同様に開催を考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 時間も余りありませんので、ちょっと次に行きますけど、次の質問の移ります。

その経済的効果、前述と同様に関係者以外の売り上げと町全体の貢献はというふうにお聞きしたんですが、先ほどそれはできないと言われましたので、これはもう全体像の話をちょっとお聞きするしかないかなとは思っています。

もう1点、それと別にお聞きしたいんですが、当日の駅利用者っていうふうには書いていますが、これ、3月15日をもって確定申告が終わったばかりであります。ここに出店されている方たちも町内在住者であろうかと思っておりますので、その方たちの税申告上どうなのか。申告がことしはふえたのかどうなのか。それもわかれば併せてお聞きしたいと思うのですが。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 住民税の課税につきましては、1月1日現在、吉富町に住所を実際

有している者に対してということになっています。私が把握している範囲では、そちらの方々につきましても、町外の方々だったと認識しています。

以上です。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと議長、付け加えましょうか。濟いません。

先ほど、町外の方とか、その関係者と関係者じゃない人という分析はできないと言われたんで、もうこの質問自体が成り立たないんで、もう全体としての売上げの推移を教えてくださいというふうに変えています。先ほどできないと言われたんでね。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、平成28年12月が第1回から、まだ今年3月11日の分については報告が、今集計中ですので、報告が来ておりませんが、出店した店舗の売上げで申しますと、平成28年12月が約29万円。それから平成29年3月が約80万円。それから平成29年の5月が24万円、7月が34万円、29年9月、これは台風が接近した中でしたのですが約17万円。29年の10月が約37万円、29年の11月が16万円、29年の12月が16万円ほどの各店舗の売上げの総数でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回がまだ、集計前ということだったんですが、一番人員も多く売上げもよかったと、出店した店舗の方々もこういうのをまた続けてほしいというふうに言われていたそうなんですが、これで、吉富町の駅前を拠点とする営業事業が続けられるんでしょうか。平均した、先ほどの売上げ、平均ではないんですが、月々にアンドカフェで900人、月大体顧客数。アクセサリーのほうが210人と、たこ焼き屋さんが530人となるんですが、これで、このような売上げで、今、町がこれだけアピールをしながらやっているから何とかやっけていけるんでしょう。これが、その後に継続した売上げとして、これでやっけていけるのかなというのが私は大変心配になるんですが、その点を1点と、もう1つ。

この1年間に、1年間というか28年12月ですか、これからきょうまで、この3月11日まで、駅全体に、駅前の集客に関するものに関し、集客全体に対して町が投資した金額、それも今、わかりますか、企画のほうで、それもお願いします。2点。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、チャレンジショップの3店舗が継続ができるのかということでお答えさせていただきますと、そもそもチャレンジショップというのは、商売を始めたいという方の機会をあたえるものだというふうに思っております。

その中で、町ができること、それから出店者がすべきことというのはきちんとすみ分けする必要があるんじゃないかと思います。特に、その店のPRをするっていうのは、自分たちが自らいろいろ工夫してすべきじゃないかと、行政に頼っての、本来3年の期間を過ぎて出店したときに、行政はそこにはかかわることはできません。ですから、この3年間の間に自分の店をPRするそのすべも習得してくださいと。そのわからないものにつきましては、委託した業者と町と一緒にしているんなアイデアも出しましょうと。ただ、まずは自らが考えましょうということとを常々言っております。ですから、行政に頼らずに将来を見据えた経営をやってくださいというふうには言っております。

それから、この吉富駅前のにぎわい、女子集客につきましては、今手元に資料がございませんので総額についてはちょっとお示しできません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） では、事業費の総額について、概算ですが説明をさせていただきます。

女子集客のまち推進事業なんですけど、平成28年度から事業を始めておまして、事業の着手をしたときには加速化交付金というようなことでまずやりました。そのときの事業費なんですけど、総合計で約1,400万円でございます。

同じ28年度の途中から推進交付金もいただきまして、事業が本格的にスタートしたわけですが、28年度の推進交付金の総額が約4,000万円でございます。

今年度、29年度、2年目になっているわけでございますが、推進交付金のみでございますが約2,900万円の事業をやったということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 時間がございませんので、最後の質問に入りたいと思います。

今さっき、行政に頼らない経営をというふうな説明がありましたが、それでも事業主さんたちは今後もマルシェを開いてほしい、売り上げがいいというふうに、もう既に頼っているんじゃないかなと私はちょっと聞いていて思ったんですが、今後の展望です。今後も今の方法で続けるのかどうか。例えば、今度新会社をつくることになっております。町が51%以上の株式を持ち。これらを全部移行させてする形になるのか。先ほど課長が言われたように、町からの直接支援というのが今後なくなっていくと、独自、自分たちで自立してくださいよというような説明でしたが、行政に頼らない経営と。こう、先細りになっていくんじゃないかなと思うんですが、この、いわゆる新会社にしろ、今後の展望にしろ、交付金事業として、対象年だけを前提で考えておら

れるというか、それだけでよろしいのでしょうか。

結局、今言われたように、そのあとは自分たちでやってくださいよと、それはそのとおりです。そのとおりですが、その後がある前提でやっているのではないのでしょうか。そこを1点お聞きしたいんです。

もう1点、先ほどの、この前の質問に入ってくるんですが、本来こういうものをやるときには、町自体の特産とか、まずメインになるべきものがなければ先に進まないんじゃないかと思うんです。女子集客という言葉自体は聞こえはいいですが、何を目的に、何がまずそこにあるのか。吉富町の駅前に人を集めるって、何があるのかっていうのがなければ意味がない。そのためにも本来は、漁業振興だとか漁業水産、いわゆる水産業に携わるようなもの、吉富町の場合は大変残念ながら町が狭いです。ですから農業に関してはそんなに大きくできないものがあるんじゃないかと。山はありません。よって、ある程度、水産加工物ですとか、水産業に特化するようなものを組み込むべきではないかなと、私は個人的には思うんですがね。そういうものも本来入れるべきではないんですか。この2点について、ちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、マルシェは今後も続けていくんですが、マルシェ自体の開催は、チャレンジショップのためにしているのではなく、吉富駅前のにぎわいにマルシェを開催しておりますので、それは別なものというふうに考えていただきたいと思います。

それから、マルシェには町内の農業者、認定農業者の会があるのですが、認定農業者の会には出店をお声がけをしました。ただ、出せるものが時期的に合わないというのがありまして、1回だけは出店いただきました。今後、それに合わせていろんな作物を栽培するっていうことも考えますということも言っていただいておりますが、当然、時期的なものがございまして、今後予定しております6回から7回の中では数回になる可能性がございまして。

それから、水産関係につきましても同じようにお声がけしました。ただ、魚をさばくのに、真水だと魚の色が変わってしまうと、だからさばくときは海水のほうがいいなど、海水は吉富駅前では使えません。また、さばくときの内臓であるとか、そういうものが出ますので、駅前ではなかなか出店ができないと。また、同じように魚も時期的なものがございまして、そのタイミングが合わなければ出店ができないと。ですから、漁港の荷捌き所でできないかっていうことは今検討をしている最中でございまして。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この女子集客のまちの推進事業なんですが、これにつきましては、平成28年度から5年間の事業計画で進んでおります。この平成30年度のなるべく早い時

期にまちづくり会社を立ち上げていきまして、町もそれに出資をと考えているわけでございます。このまちづくり会社では、いろいろ今あります、スクール、マルシェもそうなんです、あと空き家を活用したりリノベーションで店舗に変える。こういったもろもろの事業等もこのまちづくり会社のほうで運営をやっていければなというようなところで、思っているところでございます。

町としてもいろいろ支援はしていくわけでございますが、この5年間で終わる、交付金としては終わるわけでございますが、これ以降もまちづくり会社が運営をして、支えていく。そして自走をしていくというようなことを目指しているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明がありました。

この50分という時間内ではちょっと足りませんので、また次回この辺も改めてお聞きしたいと思いますが、先ほど言われましたように、魚をさばく場所がない云々というのは、例えば川食さんの前ではトロ箱市なんかやっています。ふれあい市場の中では漁師さんが直接魚も販売しています。方法を考えれば幾らでもできるのではないかなと思います。

例えば湯布院のトマトとかいうものを今回やっています。出しています。よその町の農産物を売るのが仕事なんですか。以前、言っていましたね、ふるさと納税か、それのときに、よそのものを買ってきてするのはおかしいんじゃないかと言われていましたが、まさにそのことをやっているのではないですか。おかしいのではないですか。

質問を終わります。

法律とは本来、最低限のモラルであり、それを侵さなければ何をやってもいいということではない。ただ、もしそんなことが許されるというなら、私はそんなものを法律とは言わない。これは被害者救済に尽力した元日弁連会長の中坊浩平氏の言葉です。

地方公務員とは、住民への奉仕者、公僕であり、住民の幸福、生活の安定に寄与することこそ最大の職務であるはずで。皆さんも職員になる動機やその後に芽生えた責任など、あったかだと思います。今一度それらを思い出し、法と条例に基づいた公務の中立性を守り、住民第一の職務で最善を尽くしてほしいと願い、私の一般質問を終わります。

以上です。

---

○議長（若山 征洋君） これにて、一般質問を終わります。お疲れさまでした。

午後3時46分散会

---